

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

福 祉 基 盤 課

目 次

重点事項	頁
1 社会福祉法人制度等について	2
2 (1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	7
(2)社会福祉施設等の被災状況の把握について	11
(3)福祉サービス第三者評価事業等について	11
3 独立行政法人福祉医療機構について	12

連絡事項	頁
第1 社会福祉法人制度等について	
1 社会福祉法人制度について	14
2 社会福祉連携推進法人制度について	22
3 その他	25
第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	
1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の組成について	29
2 社会福祉施設等の被災状況の把握について	33
3 社会福祉施設等の防災・減災対策について	34
4 社会福祉施設等の耐震化の推進について	35
5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	36
6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	37
第3 社会福祉施設等の運営等について	
1 福祉サービス第三者評価事業について	38
2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	39
3 運営適正化委員会による福祉サービス援助事業の運営監視について	40

第4	感染症の予防対策について	
1	急性呼吸器感染症(ARI)の予防について	41
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応について	41
3	ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	42
第5	独立行政法人福祉医療機構について	
1	福祉貸付事業について	44
2	福祉医療経営指導[経営サポート]事業について	47
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	49
4	福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	51
5	社会福祉振興助成事業について	52

参考資料

1	所轄庁における会計専門家の活用状況等について	54
2	指導監査における、特に頻出する指摘事例	54
3	地域協議会の設置状況等について	56
4	社会福祉法人等の財務諸表等電子開示システム 2026年度 運用スケジュール(全体イメージ)	56
5	現況報告書等の集約結果について	57
6	海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について	58
7	第三者評価の都道府県別等の受審数等	68
8	都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	71
9	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要	72
10	福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業の概要	72
11	社会福祉振興助成事業の概要	73

重 点 事 项

1 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- ・ 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応するためには、地域共生社会の担い手として、社会福祉法人の役割は非常に重要であり、あわせて、公益性の高い非営利法人として、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たしていくことが求められている。
- ・ 地域において持続可能なサービス提供体制を構築し、地域住民に必要な社会福祉事業等を維持するとともに、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、利用者を保護し、適切な福祉サービスを提供する観点から、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- ・ 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域共生社会の担い手として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」等を含めた連携・協働策について、各地の先行している実践事例を発信するなど一層推進する。
- ・ 昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、一定の要件を満たす場合に社会福祉連携推進法人による第二種社会福祉事業等の実施や社員社会福祉法人に対する土地・建物等の貸付支援業務、社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加すること等について検討する。

(3) 依頼・連絡事項

【1. 社会福祉法人制度関係】

- ・ 「法人指導監査の適正な実施」、「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」など、平成28年改正法の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いします。
特に、法人運営に課題を抱える法人については、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いします。
- ・ 不適正事案発生(又は疑い)を把握する契機として、形式チェックに止まらない現況報告書等による運営実態の把握も重要である。公認会計士及び税理士(以下「会計専門家」という。)を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられることから、適切な実態把握及び会計専門家の活用を含めた指導監査等にかかる適切な体制整備をお願いします。
- ・ 法人に対し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画内容の検討を行うよう依頼するとともに、計画を策定する法人の手続及び既に策定した計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いします。

(3) 依頼・連絡事項

【1. 社会福祉法人制度関係】

- ・ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用スケジュールについて、本システムでは、都道府県が区域内の法人に係る計算書類等を届け出る期日を、例年同様、9月末を予定としている。各所轄庁においては管内法人が法定の届出期限である6月末を遵守するよう適切な指導及び進捗管理に努めるとともに、届出の内容に不備等がないか十分な確認をお願いします。また、都道府県は、都道府県による本システムにおける届出が遅滞なく行われるよう、管内市に対する周知や進捗管理をお願いします。併せて、本システムの分析に係る機能についても、積極的な活用をお願いします。
- ・ 「地域における公益的な取組」について、好事例集の周知や地域協議会、補助事業等も活用して取組を促す環境整備をお願いします。
- ・ 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施しているため、管内で合併を検討している社会福祉法人に対して案内していただくなど積極的な周知をお願いします。
- ・ 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、法人間の連携等による地域貢献のための取組や連携推進法人の立ち上げに係る費用について補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について令和8年度予算案に計上するとともに、法人間連携のきっかけづくりとして自治体が主体となって行う区域内の福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する関係者会議の開催経費や社会福祉連携推進法人による先駆的な連携推進業務への企画立案・実施するための補助を行う「社会福祉法人連携・協働支援事業」について令和7年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

【2. 社会福祉連携推進法人関係】

- ・ 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度及び先行している実践事例の周知にご協力をお願いしますとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。
- ・ 令和5年4月から稼働された「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」についてご周知いただくとともに、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、連携推進法人の活用が徹底されるよう、引き続きご指導をお願いしたい。

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能とする**

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

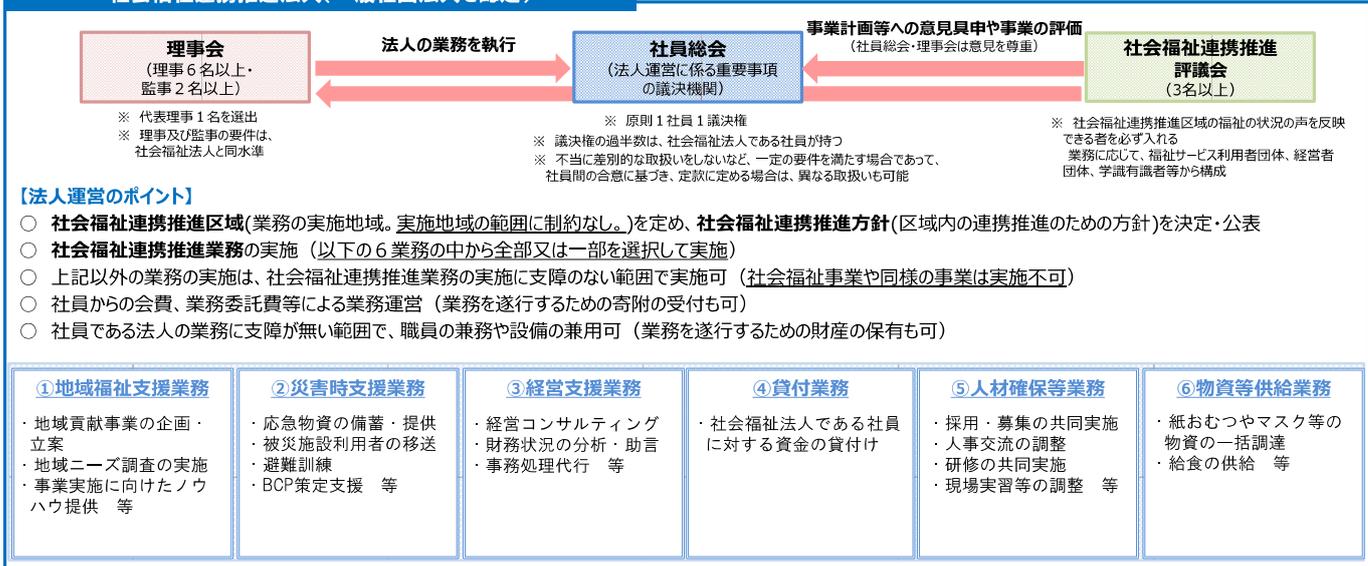
④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

社会福祉連携推進法人制度の概要

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか）
 認定・指導監督

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

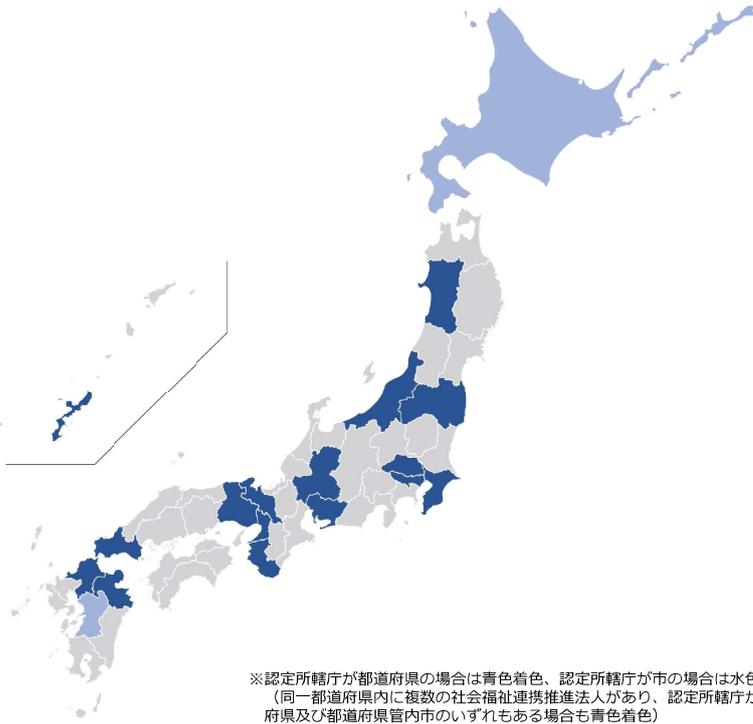


※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和8年2月現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**34法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



№	社会福祉連携推進法人名	所轄庁	認定年月日
1	社会福祉連携推進法人リガール	京都府	令和4年5月10日
2	社会福祉連携推進法人リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日
3	社会福祉連携推進法人目の出医療グループ	兵庫県	令和4年6月1日
4	社会福祉連携推進法人美る福祉	千葉県	令和4年10月13日
5	社会福祉連携推進法人 一五尹共栄会	東京都	令和4年11月4日
6	社会福祉連携推進法人あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日
7	社会福祉連携推進法人青海皮グループ	東京都	令和4年12月9日
8	社会福祉連携推進法人黎明	岐阜県	令和5年1月27日
9	社会福祉連携推進法人医療支援協会	東京都	令和5年1月30日
10	社会福祉連携推進法人稲田親和会	福岡県	令和5年2月3日
11	社会福祉連携推進法人よふた福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日
12	社会福祉連携推進法人さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日
13	社会福祉連携推進法人常盤ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日
14	社会福祉連携推進法人乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月9日
15	社会福祉連携推進法人ジョイント&リンク	熊本県熊本市	令和5年5月9日
16	社会福祉連携推進法人天創福祉ひだ	岐阜県岐阜市	令和5年6月29日
17	連携推進法人みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日
18	社会福祉連携推進法人秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日
19	社会福祉連携推進法人とりの	愛知県	令和5年9月19日
20	社会福祉連携推進法人キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
22	社会福祉連携推進法人大和会	東京都	令和5年3月28日
21	社会福祉連携推進法人人材育成振興会	大分県	令和6年3月30日
23	社会福祉連携推進法人イーモロ	沖縄県	令和6年11月29日
24	社会福祉連携推進法人AWTBASE	東京都	令和6年12月27日
25	社会福祉連携推進法人あしがとろ安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
26	社会福祉連携推進法人ルピナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
27	社会福祉連携推進法人東日本介護支援協会	福島県	令和7年1月15日
28	社会福祉連携推進法人神戸聖がりの会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
29	社会福祉連携推進法人カムのみこすべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
30	社会福祉連携推進法人Mire	大阪府	令和7年3月13日
31	社会福祉連携推進法人はろあライン	山口県	令和7年7月25日
32	社会福祉連携推進法人RoOT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
33	社会福祉連携推進法人How	福岡県	令和7年11月18日
34	社会福祉連携推進法人 WAKUWAKU	千葉県柏市	令和8年2月5日

社会福祉連携推進法人等の先行事例集・認定申請マニュアルについて

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5、6年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

＜事業報告書＞

令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用促進に関する調査研究事業
事業報告書

令和6年3月
PwCコンサルティング合同会社

＜事例集＞

社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業
事例集
(2023年度版)

2024（令和6）年3月
社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用促進に関する調査研究事業 PwCコンサルティング合同会社

＜認定申請マニュアル＞

社会福祉連携推進法人
認定申請マニュアル
(2023年度版)

2024（令和6）年3月
社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用促進に関する調査研究事業 PwCコンサルティング合同会社

事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

＜掲載先URL＞
(令和6年度)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>
ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和6年度社会福祉推進事業の実施について

(令和5年度)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>
ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施したPwCコンサルティング合同会社のHPへのリンクです。リンク先には、PwCコンサルティング合同会社実施した令和5、6年度社会福祉推進事業が掲載されておりますので、当該事業の箇所を参照ください。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガール

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというヴィジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムを活用できるようにするため、連携推進法人として民間企業とキャッシュレス決済のシステム開発・導入について、連携しながら実施している。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考え、保育DXの促進を特に検討したい分野とする。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議	—
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の488法人及び任意の121法人に設置（令和7年4月1日時点現況報告書に基づく福祉基盤課調べ）
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,029法人/21,086法人（令和7年末時点）
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—（把握している罰則適用事例はない）
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化	社会福祉充実財産総額 3,795億円（前年差126億円減） ※福祉基盤課調べ（令和6年10月1日時点）
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の7.6% ※1,623法人（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ）
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 72.3% ※出典：財務諸表等電子開示システム（令和7年4月1日時点）
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監督ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備	勧告件数 35件 公表件数 3件 ※出典：福祉行政報告例（令和6年度実績）
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるような措置

生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



掲載先 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

▼▶ 掲載事例の例

断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。（栃木県内の事例）

制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。（岡山県内の事例）

生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。（静岡県内の事例）

生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。（京都府内の事例）

生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。（埼玉県内の事例）

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

社会福祉法人合併支援業務の概要

- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあった法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉）。



【〇福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進】

※医療・介護等支援パッケージ

施策名：社会福祉法人の連携・協働の推進（事業名：社会福祉法人連携協働支援事業）

令和7年度補正予算 71百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

② 対策の柱との関係

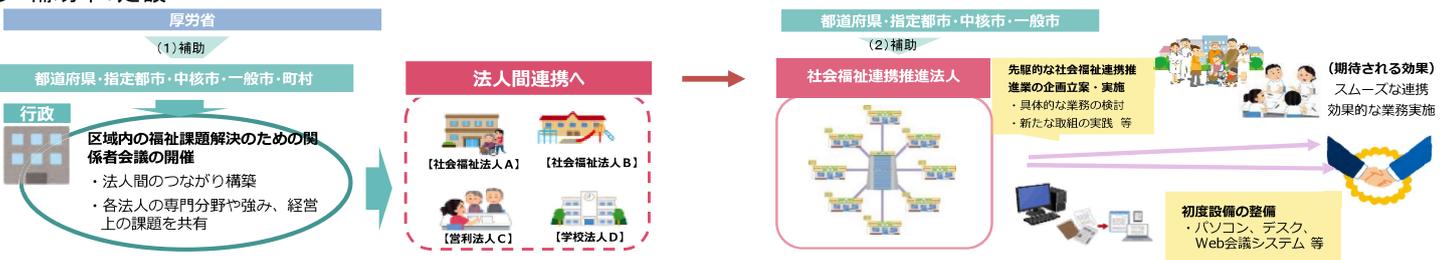
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。
- 社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施
社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

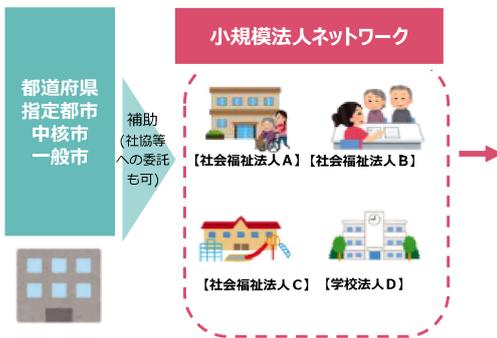
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー	
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	② 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 (年間4,000千円、原則2か年)
	⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。
	⑥ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。
	⑦ ICT技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ICT技術を導入する。

2 (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム (DWAT) について

(1) 現状・課題

- ・ 災害福祉支援ネットワークを全都道府県で構築済みであり、令和6年能登半島地震では全都道府県からDWATが被災地へ派遣されて、避難所で福祉的な支援活動を行った。
- ・ 令和7年の災害対策基本法等の改正等により、災害時の福祉的支援が法制化され、DWATの支援対象が在宅・車中泊等の要配慮者にも広がっており、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりを促進する必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- ・ 災害福祉支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」による財政支援を含め、DWATチーム員の更なる養成等の取組を実施する。
- ・ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業では、全国研修やブロック会議の実施を予定しており、都道府県間の広域的な連携体制の構築や初動から対応できるチーム員の育成、応援・受援体制の構築等を進めていく。
- ・ 令和7年度社会福祉推進事業において、災害福祉支援ネットワークの運営やDWATの派遣に関する要領案の作成を行っており、災害時のネットワーク本部の立上げや派遣調整等に係る事務手続きを整理し、令和8年度早期に成案として発出することを予定している。
- ・ 昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、DWATとして活動する者の名簿登録や研修・訓練について、地域の主体性や実情を勘案するために都道府県災害福祉支援ネットワークにも関与いただいた上で国が実施すること等について検討する。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 災害福祉支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」について、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、DWATチーム員の養成促進、DWAT活動の理解促進のための普及・啓発、生活再建関係者等の民間団体との連携強化、ブロック単位での訓練の実施等に必要な経費を計上しているため、積極的な活用をお願いする。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了解願いたい。
- ・ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業において、平時からの支援体制の強化や災害時における福祉的支援への助言を行うアドバイザーの派遣も予定している。平時におけるアドバイザー派遣については、おって派遣希望の照会を行う予定であるので、積極的な活用をご検討いただきたい。
- ・ 災害福祉支援ネットワークの運営やDWATの派遣に関する要領について、令和8年度早期に発出する予定であるので、ご活用願いたい。

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム（DWAT）は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所等において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
 - ※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）。

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震…熊本地県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害…熊本県

令和3年7月豪雨災害…静岡県

令和5年梅雨前線大雨…大分県

令和6年能登半島地震…47都道府県

令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

令和7年8月豪雨災害…熊本県

令和7年台風15号…静岡県

令和7年台風22号・23号…東京都

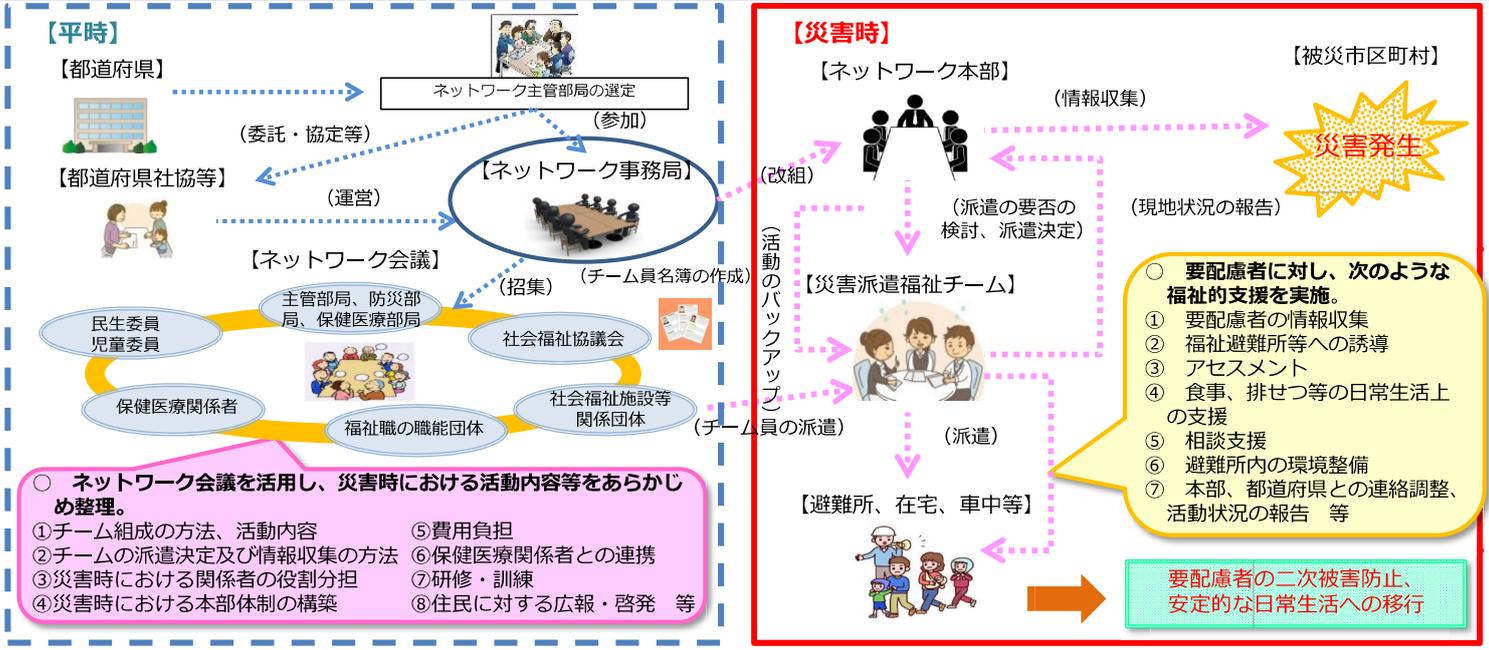
令和7年大分県大分市の大規模火災…大分県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
 - ・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
 - ・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
 - ・令和4年度～ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業の実施
 - ・令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
 - ・令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

< DWAT登録者数 約1.1万人（令和7年3月31日時点） >

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について （「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定



【DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化】
施策名：災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和7年度補正予算 2.0億円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2843、2864)

① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

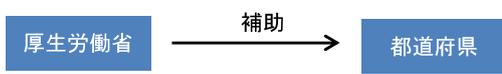
- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

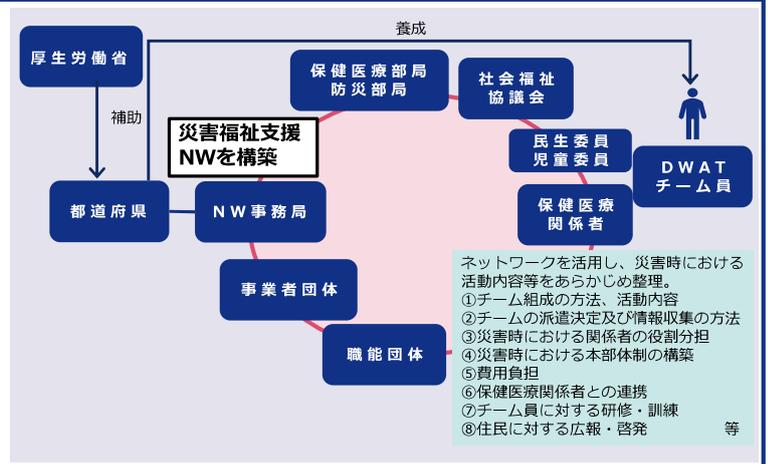
1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.0億円

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 基本事業（取組例）
 - ・ ネットワーク事務局の運営
 - ・ DWATチーム員の養成
 - ・ 災害時の支援体制の検討・構築
 - ・ 他都道府県との情報交換 等
- (2) 連携体制充実事業（取組例）
 - ・ 保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
 - ・ 受援体制の検討・構築
 - ・ 市町村のネットワークの参画と連携体制の検討・構築
 - ・ **住まいや司法等の民間の生活再建関係者やNPO等ボランティア団体のコーディネートを行う災害中間支援組織との連携の強化、訓練の実施【拡充】** 等
- (3) 災害対応力向上事業（取組例）
 - ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置 等



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県
- ◆補助率：定額

拡充 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

令和8年度当初予算案 保健福祉調査委託費 35百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATリーダーを養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置しているが、災害救助法の改正に伴うDWATの活動範囲拡大や能登半島地震の対応において指摘のあった様々な課題に対応するため、中央センターの機能を強化し、災害対応の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

<平時>

- (1) 広域的な連携体制の構築支援
 - ・ ブロック会議の開催
 - ・ **災害時の福祉的支援に知見のあるアドバイザーを確保し、各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営や体制強化、中央センターの効果的な運営に対する支援【拡充】**
 - ・ **アドバイザーの派遣等に伴う中央センターの体制強化【拡充】** 等
- (2) 全国研修の実施
 - ・ DWAT研修の実施、カリキュラム等作成

<災害時>

- (3) 災害時の被災地支援
 - ・ 被災地のDWAT活動状況の情報収集
 - ・ DWAT等の広域的な派遣調整
 - ・ **アドバイザーの派遣によるDWATの派遣調整に対する助言や被災状況の確認等を通じた被災地支援【拡充】**

2（2）社会福祉施設等の被災状況の把握について

（1）現状・課題

- ・ 災害時には、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、被災した社会福祉施設等に対して限られたリソースを投入し、必要な支援を行うことが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムを活用し、社会福祉施設等の状況について情報収集を行っている。
- ・ 令和7年度をもって全ての社会福祉施設・事業所を対象とした訓練が一巡したが、災害時にシステムを有効に活用できるようにするためには、こうした訓練を継続的に実施する必要がある。

（2）令和8年度の取組

- ・ 災害発生時においては、災害の規模等に応じて災害時情報共有システムを活用し、迅速に社会福祉施設等の被災状況を把握し、適切な支援につなげていく。
- ・ 全市区町村の社会福祉施設及び事業所を対象として、システムの訓練を実施する予定としている。なお、令和8年度から運用を開始する保護施設についても訓練対象とする予定である。

（3）依頼・連絡事項

- ・ **災害が発生した際に、迅速に社会福祉施設等が被災状況報告を行えるよう、改めて管内市町村、社会福祉施設等に対して当該システムについて周知をお願いしたい。**また、周知の際には、操作マニュアルや説明動画についても積極的にご活用をいただくとともに、災害時に災害時情報共有システムからのメールを受信するメールアドレス等、**災害時情報共有システムに登録している情報を定期的に確認いただき、必要な更新をお願いしたい。**
- ・ 令和8年度の災害時情報共有システムの訓練について、日程は既にご案内のとおり5月から6月にかけて実施予定である。**管内市町村、社会福祉施設等への事前の周知及び訓練当日の対応について、ご協力をお願いしたい。**なお、**各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国において必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。**

2（3）福祉サービス第三者評価事業等について

（1）現状・課題

<福祉サービス第三者評価事業について>

- ・ 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質の向上、利用者のサービス選択に資することを目的としているが、その受審状況には、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキが見られる。
- ・ 令和7年地方分権改革提案では、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保の観点から、認証手続・評価調査者養成の全国平準化について提案がなされた。

<運営適正化委員会による福祉サービス利用援助事業の運営監視>

- ・ 運営適正化委員会が行う福祉サービス利用援助事業の運営監視業務について、標準的な運用がこれまで整理されていない。

（2）令和8年度の取組

<福祉サービス第三者評価事業について>

- ・ 引き続き、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の指導者等を対象とした研修の実施等、福祉サービス第三者評価事業の普及や質の向上に取り組んでいく。
- ・ 地方分権改革提案を踏まえ、他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で、令和7年度中に結論を得て、令和8年度以降に必要な措置を講ずることとしている。

<運営適正化委員会による福祉サービス利用援助事業の運営監視>

- ・ 業務の標準的な運用を整理するための調査研究事業を実施しており、その成果を踏まえ、効率的・効果的に業務を実施できるよう、標準的な業務ガイドラインを作成する予定としている。

（3）依頼・連絡事項

<福祉サービス第三者評価事業について>

- ・ 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者からは、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**
- ・ 地方分権改革提案を踏まえ、**認証要件のうち研修受講要件に関して一定の対応を行う予定**であるので、ご了解願いたい。

<運営適正化委員会による福祉サービス利用援助事業の運営監視>

- ・ **標準的な業務ガイドラインについて、令和8年度早期に発出する予定**であるので、ご活用願いたい。

3 独立行政法人福祉医療機構について

(1) 現状・課題

<福祉貸付事業について>

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

<福祉医療経営指導（経営サポート）事業について>

- 経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施している。

(2) 令和8年度（令和7年度補正予算含む）の取組

<福祉貸付事業の主な優遇融資について>

- 物価高騰対応資金の優遇措置の拡充（本優遇融資に限り対象事業に「指定居宅介護支援事業」等を追加）※令和7年度補正予算にて拡充
- 耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）における償還期間を最長30年から39年に延長
- 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充（「ブロック塀等の改修整備事業」及び「水害対策強化整備事業」を対象事業に追加）
- 令和7年度末で取扱期間が終了する各種優遇融資について、令和8年度以降も利用できるよう取扱期間を継続

<福祉医療経営指導（経営サポート）事業について>

- 令和8年度より新たに、老健局が実施する介護事業所に対する経営改善支援事業（令和7年度補正予算における介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）において、福祉医療機構の経営サポート事業の活用を含めた経営改善支援や職場環境改善に取り組む予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 上記の優遇融資や経営支援に係る取組について、福祉サービスの基盤整備や経営面に課題を抱えている事業者等の経営改善に資するよう、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いします。

福祉医療経営指導事業（経営サポート事業）の概要

- 施設の健全経営を支援するため、リサーチ・セミナー・コンサルティングを行います
社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施しています。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSG Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・ 介護報酬改定に関するアンケート調査の結果
- ・ 福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・ 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査
- ・ 病院の経営状況について など

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に	テーマに沿った優良な実践事例を紹介
リサーチ・コンサル事例に基づいた講義	機構融資に関する質問・相談の受付

コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

■コンサルティング事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方針案を提示
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング
介護医療院移行支援プログラム	医療療養病床等から介護医療院への円滑な移行を支援
経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

《経営診断サンプル》



連 絡 事 項

第 1 社会福祉法人制度等について

1 社会福祉法人制度について

(1) 社会福祉法人制度の運営について

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）では、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正が行われたところである。

社会福祉法人が、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対応し、地域共生社会の重要な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

また、昨年 12 月に、社会保障審議会福祉部会において、既存施設の土地・建物等を有効活用する観点から、社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができることとする必要があるとして、対応の方向性が示されていることを踏まえ、今後、検討を進めることとしているので、ご了知願いたい。

(2) 社会福祉法人の不正事案について

近年、①社会福祉法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生している。

社会福祉法人制度において、評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は法人に対して善管注意義務を、さらに理事は法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して法人や第三者に損害を生じさせた場合に

は、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を收受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を收受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法（明治40年法律第45号）第253条）の対象となり得る。

こうした不正事案は、極めて不適切であり、社会福祉法人制度への信頼を失墜させる行為である。

こうした事案の再発を防止するため、管内社会福祉法人に対し、社会福祉法人制度の趣旨の徹底をお願いするとともに、毎年度提出される計算書類を確認する際や法人内外からの不適切事例に関する情報を得た際には、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。

（3）社会福祉法人に対する指導監査の適正な実施について

上記（2）で挙げたような不適切事例への対処に当たっては、所轄庁による日常的な指導や監査が適正に実施されることや、所轄庁の体制整備が極めて重要である。

社会福祉法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号社会・援護局長等関係局長連名通知。）の別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「指導監査要綱」という。）

により実施しているが、今後とも、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による社会福祉法人の自主性・自立性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監査の効率化・重点化を図るという趣旨を踏まえ、法人から届出される現況報告書等について、形式的な確認にとどめることなく、その内容に踏み込んで確認すること、具体的な内容の通報・告発が続くなど、不適切な運営が疑われる法人に対しては躊躇することなく特別監査の実施を検討すること、また、一般監査について、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせる等の手法の柔軟化も含めた適切な指導監査の実施をお願いします。なお、この場合、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 2 項に定める身分証の掲示については、オンラインにより行うことも可能である。

また、その結果の開示については、指導監査要綱 5（7）において、指導監査が法人運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることから、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいとしていることも踏まえた対応をお願いします。

なお、所轄庁における体制整備として、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられる。令和 7 年度では、会計専門家を活用した取組みが 295 所轄庁で行われていた（令和 7 年度福祉基盤課調べ）。本取組みに必要な経費については、地方交付税（道府県及び市単独分）において、平成 28 年改正法を踏まえた社会福祉法人に対する指導・監督強化のため、会計専門家からの助言を得るための経費を含め、所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として引き続き計上されている。「所轄庁における会計専門家の活用状況等について」【参考資料 1】も参照の上、予算当局とも相談し、会計専門家の活用を検討いただくとともに、後述する（6）「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の分析に係る機能の活用も併せて、法人に対して適時に必要な指導を行えるよう、適切な体制の整備をお願いします。

併せて、指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめたので、ご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いします。【参考資料 2】

(4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、社会福祉法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

該当する社会福祉法人に対して、令和 7 年度決算の見込みを踏まえ、今後、年度末までに改正予定である『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』（平成 29 年 1 月 24 日社援基発 0124 第 1 号）の改正内容が反映された「社会福祉充実残額算定シート」を活用するなど、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画の内容の検討を行うよう依頼いただきたい。

<厚生労働省ホームページ>社会福祉法人充実計画関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13321.html

また、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和 4 年 1 月 5 日社援発 0105 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）において、「社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい。」としていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いします。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、社会福祉法上、「住民その他

の関係者」の意見を聴かなければならないこととされており、法人において中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするため、各地域において「地域協議会」を設置するものとしている。この地域協議会について、令和7年度は232所轄庁（うち単独設置81所轄庁、他の協議体を活用151所轄庁。）で設置されている（令和7年度福祉基盤課調べ）。地域協議会は、社会福祉法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることにも資するものである。効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されていることから、引き続き体制整備をお願いする。既設置の所轄庁の状況については、【参考資料3】においてお示ししているため、参照いただきたい。

（5）「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての社会福祉法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示ししている。

また、この「地域における公益的な取組」については、現況報告書への記載が全社会福祉法人の7割程度（令和7年度福祉基盤課調べ）となっている。実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している社会福祉法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導をお願いする。

また、所轄庁において、社会福祉法人の取組を促す環境整備を進めていくことも重要であり、その状況について照会したところ、338所轄庁で管内社

会福祉法人の取組を促す環境整備を行っている（令和7年度福祉基盤課調べ）。環境整備を行っているとは回答した所轄庁においては、管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言等の対応を実施している。そのほか、地域協議会を活用し、管内法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うことや、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用により小規模法人の取組を推進することも有効であると考えられることから、こうした取組により、管内社会福祉法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

（6）「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成28年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において運用を行っているところである。昨年11月14日現在で、全21,086法人のうち、21,029法人（99.7%）が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の社会福祉法人に対する支援等を引き続きお願いする。

本システムは、国民に対する社会福祉法人に関する情報に係るデータベースであることを踏まえ、引き続き、その届出の内容について十分な確認をお願いするとともに、令和8年度の運用スケジュール【参考資料4】について、本システムでは、都道府県が区域内の法人に係る計算書類等を届け出る期日を、例年同様、9月末を予定している。各所轄庁においては、管内法人が法定の届出期限である6月末を厳守するよう適切な指導及び進捗管理に努めるとともに、届け出の内容に不備等がないか十分な確認をお願いする。また、都道府県は、都道府県による本システムにおける届出が遅滞なく行われるよう、管内市に対して周知や進捗管理をお願いする。

また、本システムは、現況報告書等の公表のほか、分析に係る機能も備えているところであり、【参考資料5】のような全国平均の掲載に加えて、都道府県平均も掲載している。さらに、所管する社会福祉法人の財務諸表等から

収益性、安定性、持続性、合理性、効率性、経営自立性の観点から指標化した分析用スコアカード（即時提供版）や計算書類及び経営指標を CSV 形式にしたファイル（分析用 CSV ファイル）を提供している。いずれも社会福祉法人が所轄庁に届出後、翌日以降にダウンロードが可能となっているので活用されたい。

また、社会福祉法人においても、分析用スコアカードの活用などにより、所轄庁の支援も得ながら、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていくことが必要であることから、令和7年10月より、法人に対しても自法人に関する分析用スコアカードの提供を開始しているため、管内法人に対して積極的に活用するよう、周知いただきたい。

なお、社会福祉法第59条の2第2項において、都道府県は、管内法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされており、また、分析機能は管内法人の経営悪化の状況等を即時に捉えることが可能となるなど法人に適時な指導を行うことにも資するものであることから、データ及び分析機能の積極的な活用をお願いしたい。

(7) 会計監査人の設置及び会計専門家による支援について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

令和7年度の現況報告書によれば、特定社会福祉法人436法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の113法人の合計549法人が会計監査人を設置している。

今後、特定社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いする。

また、会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししているとおり、社会福祉法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の 2 つの区分により実施していただくこととしている。

① 将来的に特定社会福祉法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に有効なものであるため、未実施の法人に対し、積極的な活用を促していただきたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、指導監査要綱により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めてご了知の上、管内法人に対して周知いただきたい。

2 社会福祉連携推進法人制度について

(1) 社会福祉連携推進法人制度の運営について

令和4年4月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和8年2月末時点で、34法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2以上の社会福祉法人が社員として参画し、以下の6つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| ① 地域福祉支援業務 | ② 災害時支援業務 | ③ 経営支援業務 |
| ④ 貸付業務 | ⑤ 人材確保等業務 | ⑥ 物資等供給業務 |

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、社会福祉法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。

こうした中、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度及び先行している実践事例の周知にご協力をいただきたい。

連携推進法人の立ち上げに当たっては、設立準備会や合同研修会の開催経費、法人登記費用等の設立に必要な経費に対して、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のうち「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」として国庫補助を行っている。また、令和7年度補正予算に

において、設立後における連携推進法人の先駆的な社会福祉連携推進業務への助成など設立を支援するための補助として、「社会福祉法人連携・協働支援事業」を計上したところである。

関係者への周知をお願いするとともに、これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、積極的な活用をお願いしたい。

※ 連携推進法人の概要資料や関係通知、認定申請マニュアル、先行事例集等の情報を、厚生労働省ホームページにおいて随時公表しているので、ご参照いただきたい。

また、昨年 12 月に、社会保障審議会福祉部会において、連携推進法人制度の活用を一層促進する観点から、

- ① 事務負担の軽減を図るとともに、一定の要件を満たす場合には、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについて行うことを可能とすること、
- ② 地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、土地・建物等について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とするため、社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務を行うこと

として、対応の方向性が示されていることを踏まえ、今後、検討を進めることとしているので、ご了知願いたい。

<厚生労働省ホームページ>

・社会福祉連携推進法人制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

・介護施設・事業所の協働化・大規模化

～協働化・大規模化による介護経営の改善に関する政策パッケージ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

<「社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業事例集（2024 年度版）」掲載先ホームページ>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>

※事例集を参照ください。

(2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の全部又はいずれかを行う一般社団法人が認定を受けることができる仕組みであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなる。上記(1)においてお示しした本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただくとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」(令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知)を踏まえつつ、対応に遺漏ないようお願いしたい。

(3) 「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」について

連携推進法人についても、社会福祉法人と同様、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」を、福祉医療機構において、令和5年4月1日から運用しており、連携推進法人に係る届出書類等については、「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について」(令和4年10月18日社援発1018第4号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、本システムにおいて情報の公表等を行うこととしていることから、引き続き、連携推進法人に対し利用の徹底をお願いする。本年度は、全ての連携推進法人(100%)が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、引き続き活用をお願いする。

なお、福祉医療機構より、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁に対して別途連絡しているとおり、本システムの稼働に当たっては、法人基本情報の登録等の事前の手続きが必要であることから、手続きに遺漏ないようお願いするとともに、運用スケジュール【参考資料4】も参照しつつ、適切に進捗管理を図られるようお願いしたい。

3 その他

(1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和8年度予算案)及び「社会福祉法人連携・協働支援事業」(令和7年度補正予算)について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的とするものであり、令和8年度予算案においても必要な予算額を計上したところである。

また、「社会福祉法人連携・協働支援事業」として、社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため法人間の連携・協働が必要である。地域の福祉ニーズに応えられるよう、自治体が主体となっていく法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことを目的として、令和7年度補正予算に計上したところである。

法人の希望に応じた連携を支援できるよう、これらの施策も積極的に活用
いただきたい。

(2) 独立行政法人福祉医療機構による「合併支援業務」について

令和7年度から新たに福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる「社会福祉法人合併支援業務」が実施されている。本事業は、合併を検討する法人からのマッチング希望の相談・情報登録を受け、合併候補検討先の

紹介及び顔合わせの調整等までを行うものであり、管内の社会福祉法人へ周知
いただくとともに、法人から相談等があった際には積極的に活用されたい。

(3) 合併・事業譲渡等を行う場合に必要な手続きについて

希望する社会福祉法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年に「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知しているところであるが、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。）が、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するための措置を講ずること」と指摘されたところである。これを受け、令和6年度に手続きをする法人の予見性向上の観点から、合併・事業譲渡等に関する事前相談や標準処理期間、添付書類等について、各所轄庁に対してアンケートを行った結果を、厚生労働省ホームページに掲載しているのでご周知いただき、管内の所管法人に対しても周知いただきたい。

また、令和7年度末までに、「合併・事業譲渡等マニュアル」についても、今回のアンケート結果等を踏まえた改正をする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

○各所轄庁における合併・事業譲渡等に関する手続き等の状況について

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59426.html

(4) 社会福祉法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。

この制度利用のためには、社会福祉法人が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額30万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の1/5以上等）を満たしていることが必要であり、希望する法人は所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある（要件や手續等の詳細は厚生労働省ホームページを参照）。

都道府県においては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いします。

○各税額控除等

URL:https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html

(5) 社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところである。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要がある。

これまでに、下記の通知・事務連絡を発出し、所轄庁においてテロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対しては、状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしているところである。法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

- ・ 令和4年10月18日付け「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成30年7月2日社援基発0702第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「海外事業通知」という。）を一部改正し、海外事業を行う法人について、現行の定款への記載及び計算書類の区分経理のほか、新たに現況報告書への海外事業の実施内容の明記を規定

- ・ 「『社会福祉法人による海外事業の実施等について』別紙1第2の3の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和4年12月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、海外事業通知の改正趣旨や公益法人におけるテロ資金供与対策を周知
- ・ 令和6年2月16日付けで、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」を発出し、海外事業を実施している社会福祉法人等を対象にモニタリングの実施を依頼
- ・ 令和8年1月23日付けで、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」を発出し、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」（令和6年2月16日付事務連絡）別添1のモニタリングフローチャートについて、FATF ブラック・グレイリスト国以外の地域指標を盛り込んだ内容へ見直し、見直し後のモニタリングフローチャートによる海外事業を実施している法人等を対象としたモニタリングの実施を依頼【参考資料6】

第2 災害に備えた福祉支援体制について

1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成について

(1) 災害福祉支援をとりまく状況

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活等における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）を組成・派遣することなどを通じて必要な支援体制を確保するための仕組みである。厚生労働省では、災害時の避難所等における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別添）（以下「DWATガイドライン」という。）を策定しており、令和5年度には、全都道府県においてネットワークが構築され、令和6年能登半島地震では、全都道府県からDWATが派遣された。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）が令和7年7月に施行され、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など、多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、従来避難所での支援を担ってきたDWATが、被災地の状況に応じて場所に関わらず活動することが可能となった。これを受けて、DWATガイドラインについても令和7年6月に改正し、在宅や車中泊等の要配慮者への対応も可能となるようDWATによる支援の対象範囲を拡大している。

(2) 近年のDWATの活動状況

令和6年能登半島地震においては、被災県である石川県に加え、石川県からの要請を受けた全都道府県からのべ1,573名のDWATチーム員が派遣され、避難所やいしかわ総合スポーツセンター内に設置された1.5次避難所において、被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えた。全国的な調整によるDWATの活動が行われた初めての事例となった。

令和7年度は、令和7年8月豪雨災害（熊本県）、令和7年台風第15号（静岡県）、令和7年台風第22号（東京都）及び令和7年大分市佐賀関の大規模火災（大分県）において DWAT を派遣した。特に、令和7年台風第15号での派遣においては、在宅避難者に対して支援を行った初めての活動事例となり、牧之原市からの要請を踏まえ、被害があったと考えられる地域を中心にのべ約1,500戸へ訪問し、支援ニーズの把握を行った。具体的には、以下のような取組を実施した。

- ・ 発災直後に市が実施した訪問調査の状況をふまえ、福祉ニーズの深掘りを行うために DWAT による各戸訪問を実施。
- ・ 訪問の際は、DWAT が聞き取りに使用する調査票のほか、罹災証明書、被災届出申請書及び生活債権説明会等災害ボランティアセンターが関わる取組のチラシ等を持参し、不在の場合にはこれらの資料を投函の上、電話又はインターネット連絡によりニーズの把握を行う。
- ・ 聞き取り調査の結果を市と速やかに共有することにより、災害ボランティアセンターや地域包括支援センター等、被災者のニーズに対応した支援につなげた。

(3) 支援事業の積極的な活用について

災害が頻発し、災害時の福祉的ニーズへの対応が求められている中で、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）では、都道府県における研修の実施を通じた DWAT チーム員の養成、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援するため、令和7年度補正予算で2.0億円、令和8年度予算案において2.9億円（対前年同額）を計上しており、各都道府県におけるネットワークの強化や DWAT チーム員に対する研修等にご活用いただきたい。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了知願いたい。

また、令和4年度から、全国のネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置（令和7年度は全国社会福祉協議会に委託）し、平時にはネットワーク事務局員や DWAT チーム員向けの全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行っている。令和8年度は、平時からの支援体制の強化や災害時における福祉的支援への助言を

行うアドバイザーの派遣も予定している。平時におけるアドバイザー派遣については、希望する都道府県に対して行う予定であるので、積極的な活用をご検討いただきたい(詳細は別途お知らせする)。

このほか、令和7年度は、内閣府の予算を活用し、災害福祉支援体制強化等事業（事前防災対策総合推進事業費補助金）を実施している。当該事業では、災害時において、被災地内の場合には DWAT の活動拠点や地域の要配慮者の受入れ、被災地外の場合には DWAT の派遣に係る中核的な役割を担い、福祉避難所にもなり得る社会福祉施設等（以下「災害拠点福祉施設」という。）を選定し、災害拠点福祉施設として備えるべき機能や資機材、体制等を整理し、訓練を通じた検証を行う取組等を試行的に実施している。取組概要については、事業実施主体からの報告がとりまとめ次第情報提供する予定としているので、各都道府県における体制の検討にご活用いただきたい。なお、令和8年度の事前防災対策総合推進事業費補助金を活用した事業については、内閣府と協議しており、事業が採択された場合には国庫補助協議によりご案内する。

(4) 災害福祉支援ネットワーク及び DWAT 活動にかかる運営要領案の作成について

令和7年度社会福祉推進事業において、自治体の被災経験等の違いによらず DWAT による支援が適切に開始されるよう、災害時のネットワーク本部の立上げや派遣調整等に係る事務手続きを整理し、被災地での支援体制の構築や他の都道府県への派遣要請等の際に活用できるチェックリストも含む運営要領案の作成を行っており、令和8年度早期に成案として発出することを予定しているため、今後の災害福祉支援ネットワークの運営等にあたってご活用いただきたい。

(5) 社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえた対応について

昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書では、地域福祉（支援）計画の記載事項に「災害福祉」を追加するとともに、計画の策定ガイドラインを改定し、都道府県地域福祉支援計画において、DWAT の整備状況、体制の増強、発災時の積極的な活用等に関する内容を記載する必要があるとされており、詳細は今後お示しするが、各都道府県におかれては、災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりを推進いただきたい。さらに、同報告書に基づき、DWAT として活動する者の名簿登録や研修・訓練について、地域の主体性や実情を勘案するために都道府県災害福祉支援ネットワークにも関与いた

だいたいで国が実施すること等について検討を進めることとしているので、ご了承ください。

(6) 広域的な相互支援体制の構築について

今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも必要である。DWATの派遣実績が少ない都道府県も多いことから、前述した補助金を活用して他の都道府県との意見交換や合同研修を実施いただき、とりわけ災害時に応援・受援の関係となることが想定される隣接県や同一ブロック内の都道府県間におかれては、顔の見える関係をつくるようお願いしたい。また、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

(7) 被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じてDWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業等が実施されているが、発災時に被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を実施できるよう、各取組事業が十分な連携の下で実施されるようお願いする。

また、関係者間で速やかに被災者に関する情報が共有され、被災者一人ひとりに寄り添って継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながるよう、「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について（令和7年10月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難者支援担当）、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡）が発出されているので、ご了承ください。

なお、戸別訪問等のアウトリーチに当たっての「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」及び「被災者台帳」に掲載された情報の活用をはじめ、保健師等、社会福祉協議会、NPO法人等が巡回等で把握する被災者に関する情報を幅広い関係者間で円滑に共有するに当たっての留意事項等についてはおって連絡するので、その内容を踏まえ、各福祉関係者に加え、防災部局（被災者台帳）及び保健部局（被災者の健康相談対応）とも、平時から十分な意思疎通を図って関係性を構築するようお願いする。

2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和6年11月6日一部改正））に基づき、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した運用をしている。

災害時には、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、被災した社会福祉施設等に対して限られたリソースを投入し、必要な支援を行うことが重要である。このため、全ての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加する訓練を令和7年度までの3年間で実施した。

一方、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を踏まえると、引き続き入力 of 徹底をお願いする必要があることから、令和8年度以降も訓練を実施する予定としている。令和8年度の訓練日については、「令和8年度における災害時情報共有システム訓練計画について」（令和8年2月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）によってご案内のとおり、全ての社会福祉施設及び事業所に参加いただき、災害時情報共有システムでの入力経験を積んでいただきたく、各都道府県の日程を2日間として実施する予定としている。この機に都道府県におかれては督促機能、都道府県に加えて市町村におかれては社会福祉施設及び事業所がシステムに入力できない事態も想定した代行入力についてもお試しいただきたい。各地方公共団体が自主的に訓練を行いたい場合も、国において災害情報の設定など必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

また、災害時情報共有システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をいただくとともに、災害時情報共有システムからのメールを受信するメールアドレス等、災害時情報共有システムに登録している情報を定期的に確認いただき、必要に応じて更新を行うことで災害時情報共有システムによる迅速な状況確認につながるようにご協力をお願いしたい。

なお、令和8年度から保護施設等における被災状況の報告についても災害時情報共有システムにより運用することとしており、おって「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」を改正するとともに説明資料についてもご案内する予定

であるのであらかじめご承知おき願いたい。

○児童関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomu/>

○障害児・者関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

○高齢者関係施設等説明資料

URL: [https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action_kanri_stat
ic_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action_kanri_stat
ic_help=true)

3 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）において、推進が特に必要となる施策として、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和7年度補正予算において必要な予算を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

激甚化・頻発化する大規模自然災害から要配慮者を守り、災害時であっても必要となる福祉サービスを提供するため、施設の耐災害性を強化し、平時の体制を最大限維持・継続することができるよう、これらの予算を有効かつ計画的に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

（参考1）第1次国土強靱化実施中期計画に基づく令和7年度補正予算

○ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく耐震化等（医療施設等、社会福祉施設等）

令和7年度補正予算 166億円

※児童福祉に係る施設等の対策分はこども家庭庁において計上
医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修

等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準利率▲0.5% (据置期間中無利子) 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準利率▲0.5% (据置期間中無利子)
償還期間	建築資金 (例) [貸付金額が 2,000 万円以上の場合] ・耐火構造 (準耐火含む) 20 年以内 ・耐火構造以外 15 年以内 [貸付金額が 1,500 万円超 2,000 万円以下の場合] ・耐火構造 (準耐火含む) 19 年以内 ・耐火構造以外 15 年以内 注: 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの耐火構造の場合は 30 年以内 設備備品整備資金 (例) [貸付金額が 1,000 万円超の場合] ・15 年以内	
据置期間	・償還期間20年超30年以内の場合: 3年以内 ・償還期間5年超20年以内の場合: 2年以内 ・償還期間5年以内の場合: 1年以内 注: 当該据置期間は償還期間に含まれる。	

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、令和7年9月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001558762.pdf> 参照) によれば、令和3年3月末時点の耐震化率は92.8% (耐震済棟数約22.9万棟/全棟数約24.6万棟) であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「第1次国土強靱化実施中期計画」において、推進が特に必要となる施策として、社会福祉施設等の耐災害性強化対策を掲げており、その中で耐震化対策の取組についても推進することとしている。厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

また、令和3年度末時点の耐震化状況調査については、内容の確認を終えた地方自治体分から公表し、未確認である地方自治体分についても、順次公表を行う予定としている。

なお、令和4年度末時点以降の耐震化状況調査については、複数年分をまとめて実施する予定としているのでご協力をお願いする。

5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

昨年10月、高齢者施設において、入所者が殺傷される痛ましい事件が発生した。

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）により、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資すると考えられる点検項目をお示ししており、事件の発生を受けて改めて周知しているので、当該通知も参考に社会福祉施設等の入所者等の安全確保に努めるよう注意喚起をお願いしたい。

その際、平成29年度社会福祉推進事業された作成しているハンドブックについても参考とするよう併せて周知をお願いしたい。

（参考4）「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL：http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

（実施事業者：株式会社インターリスク総研）

6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：令和3年12月1日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近3か年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施に取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でばらつきが見られる。社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい【参考資料7】。

加えて、令和7年地方分権改革提案では、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減

や、各都道府県における評価機関の確保の観点から、認証手続・評価調査者養成の全国平準化について提案がなされた。

提案内容を踏まえ、他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討しており、令和7年度中に結論を得て、令和8年度以降に必要な措置を講ずる予定である。このほか、都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等についても検討し、令和8年度中に結論を得て、必要な措置を講ずる予定としているので併せてご承知おきたい。

(参考3) 福祉サービス第三者評価について

<全国推進組織（全国社会福祉協議会）ホームページ>

<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/> (評価基準について)

<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われている。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日付け社援第1354号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和8年度予算案において、引き続き生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として計上しているが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増加傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする【参考資料8】。

3 運営適正化委員会による福祉サービス援助事業の運営監視について

社会福祉法第 83 条の規定により、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設置され、同法第 81 条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業（以下「日常生活自立支援事業」という。）の適正な運営の確保（運営監視）及び福祉サービスに関する苦情の解決を行う機関として役割を果たしてきた。

日常生活自立支援事業の利用者数については、平成 13 年度の 4,143 人から令和 6 年度には 56,681 人と 13.7 倍となっており、利用者の権利擁護の観点から適切な運用を求める必要がある。その運営監視業務の運用については、「運営適正化委員会等の設置要綱について」（平成 12 年 6 月 7 日付社援第 1353 号）において、運営監視合議体を設置し、日常生活自立支援事業の透明性・公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、実施主体から定期的に業務実施状況について報告を受けること等により、事業全般の監視を行い、必要に応じて実施主体に対して助言、現地調査又は勧告を行うものと定めるに留まり、これら業務の標準的な運用については整理されていない。

そのため、令和 7 年度は、運営適正化委員会による運営監視業務に関する調査研究を実施し、各都道府県の運営適正化委員会における運営監視業務の具体的な運用実態を把握し、効率的・効果的な業務の実施方法を検討している。事業の成果を踏まえ、運営監視に関する標準的な業務ガイドラインを作成し、令和 8 年度早期に発出する予定としているので、ご活用願いたい。

第4 感染症の予防対策について

1 急性呼吸器感染症（ARI）の予防について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）の流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」（令和7年11月12日付厚生労働省医政局地域医療計画課、医政局医薬産業振興・医療情報企画課、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医薬局総務課、労働基準局安全衛生部労働衛生課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推進課、老健局老人保健課、こども家庭庁成育局総務課、支援局総務課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いします。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日全面改定）において決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっている。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所ごとに行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられている。

このため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成について、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考4) 関連ホームページ

<厚生労働省ホームページ>

- ・令和7年度 今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2025.html>
- ・令和7年度 ARI 総合対策に関する Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/QA2025.html
- ・インフルエンザ（総合ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html
- ・インフルエンザの基礎知識
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- ・急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001615808.pdf>
- ・介護現場における感染対策の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>
- ・啓発ツール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/keihatsu/keihatu-collabo-apply.html

<国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト>

<https://id-info.jihs.go.jp/index.html>

3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や障害者等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考5) 参照通知等

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和7年11月12日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

- (平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A (最終改訂：令和 3 年 11 月 19 日)」(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 (令和 5 年 4 月 28 日一部改正))
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」

(令和元年 12 月 18 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」

(平成 29 年 6 月 16 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)

別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について (国立健康危機管理研究機構肝炎情報センター)

https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/c_gata.html
- ・B型肝炎について (国立健康危機管理研究機構肝炎情報センター)

https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/010/b_gata.html
- ・肝炎の予防に関する情報

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」

(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスの安定的かつ効果的な提供に資するよう、福祉・医療の向上を目指す民間活動を応援しているところである。機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

(1) 令和8年度予算案の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和8年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に掲げられている保育の質的向上、介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる事業規模としたところである。

※貸付規模 資金交付額 3,760 億円（うち福祉貸付分 1,416 億円）

また、昨今の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等への資金繰り支援を目的として実施している「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」をはじめとして、下記の優遇融資等（※）を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して周知をお願いしたい。

※令和8年度（令和7年度補正予算を含む）における福祉貸付条件の見直し

<新規事項>

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置の拡充（令和7年12月23日から実施）

*対象事業に指定居宅介護支援事業等（※）を追加

（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業。）

- 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充

* 対象事業：ブロック塀等の改修整備事業、水害対策強化整備事業を追加

* 融資率：95%

* 貸付利率：上記事業の場合、基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）

- 償還期間の延長

* 対象施設：耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）

* 貸付金の種類：設置・整備資金

* 償還期間：39年以内（据置期間3年以内）

<継続事項>

以下の事項について、現行の優遇措置を継続する

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置

- 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置

- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置

- 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業に対する無利子貸付の優遇措置

(2) 協調融資の推進について

社会福祉法人等が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを導入している。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構に対して融資申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和8年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、昨今の物価高騰や賃金上昇等の影響を受けている経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス体制の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が計画的かつ安定的に運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、融資の申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の貸付内定前に工事着工を行った場合には融資対象外となるため、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供 するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービスを安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照いただきたい。

- ・ 機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

なお、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組を実施しているところ。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） (https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/)

加えて、近年では、社会福祉法人の指導監査を行う所轄庁担当者に対して、指導監査時のチェックポイントや経営分析に必要な知見を情報提供する「行政担当者向けセミナー」を地方公共団体と共催しているので、御留意願いたい。

また、別途老健局が実施する介護事業所に対する経営改善支援事業（令和7年度補正予算における介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）において、福祉医療機構の経営サポート事業の活用を含めた経営改善支援や職場環境改善に取り組むこととされていることから、各都道府県においても積極的に同事業をご活用いただきたい。

（参考）経営サポート事業の概要

1. コンサルティング業務

① 経営診断

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

② 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の方向性を提示。

③ 人事給与分析プログラム

- ・機構が保有するデータを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

④ 個別支援プログラム

- ・法人が抱えている課題について、機構が保有するデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

2. リサーチ業務

① 「リサーチレポート」の公表

各種調査を実施し、福祉・医療施設を運営される事業者の方々にとって、有益となる経営情報を発信しているのでご活用願いたい。（機構のホームページに掲載）

[\(https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r7/\)](https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r7/)

(例)

【アンケート調査】

- ・病院の人材確保に関する調査
- ・保育所・認定こども園の人材確保に関する調査
- ・特別養護老人ホームの人材確保に関する調査

【建設費に関するレポート】

- ・福祉・医療施設の建設費の動向

【経営状況に関するレポート】

- ・施設別レポート
特別養護老人ホーム、保育所・認定こども園、
病院、介護医療院などの経営状況
- ・法人(開設主体)のレポート
社会福祉法人、医療法人の経営状況

② 「経営動向調査」の公表

四半期に1度、現場の経営実感を調査し結果を公表

- ・社会福祉法人経営動向調査 … 社会福祉法人、特別養護老人ホーム
- ・病院経営動向調査 … 病院および医療法人

③ 「経営分析参考指標」の発行

決算データを基に14施設・サービスと法人(開設主体)の経営状況について、分析結果を取りまとめて計15種類の経営分析参考指標を発行。ホームページにはダイジェスト版を掲載。

- ・ 高齢者福祉サービス
 - 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」
- ・ 児童福祉サービス
 - 「保育所・認定こども園」
- ・ 障害福祉サービス
 - 「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」
- ・ 医療系サービス
 - 「病院」「介護老人保健施設」「診療所」
- ・ 法人
 - 「社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人」

3. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・ オンライン配信を中心としながら、一部セミナーは集合形式とオンライン配信を併用して開催。

https://www.wam.go.jp/hp/keiei_seminar_goannai/

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度として「社会福祉施設職員等退職手当共済法」（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）に基づき実施しているものである【参考資料9】。

社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

退職手当金の支給財源は、共済契約者（施設経営者）、国及び都道府県の三者による負担となっている（ただし、国及び都道府県の負担は、保育所や措置施設の共済法施行令に定める職員分が対象）。

(1) 令和8年度予算案

293 億円（国庫補助額）※こども家庭庁計上分含む

(2) 都道府県補助金

退職手当金の支給財源の一部である都道府県補助金において、補助金の交付が遅れることによる支給財源の不足が生じ、一時的であっても支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和7年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和8年度における被共済職員1人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

(3) 単位掛金額の見直し

令和8年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、令和7年度内に示す告示において正式に定めることとしているので御留意願いたい。

(4) 制度周知について

本制度の特徴として、勤続年数に応じて退職手当の支給額が上がること、また、退職後3年以内に復帰した場合には、以前の勤続期間を通算することが可能（当該退職時に退職手当を請求していない場合に限る。）であり、社会福祉施設等従事者の定着促進にも寄与するものである。

このことから、今後、新たに設立される社会福祉法人に対しても、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的な周知と活用をお願いしたい。

(5) 退職手当共済システムについて

令和7年1月から、退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる「退職手当共済システム」が稼働している。

機構ホームページ上において、システムの案内に関する専用ページを公開し、動画

等を用いてわかりやすく解説しているので、システムの利用に当たって活用されるよう、管内の社会福祉法人に対して周知をお願いしたい。

- ・ 機構ホームページ（退職手当共済システムのご案内）

https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystm_guide/

4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NETは、福祉保健医療に関する各種情報を幅広く総合的に提供するサイトであり、各種制度・施策情報や福祉医療施設の経営に役立つ情報、福祉サービス評価情報、全国各地の福祉医療施設の取組事例などの情報を一元的に提供するほか、行政との連携により、各種情報公表システムや災害時情報共有システムを運用しており、令和6年度のヒット件数は約3.5億件に上るなど、幅広い利用者に活用されている【参考資料10】。
(<https://www.wam.go.jp/>)

(参考) WAM NETで運用中の情報システム

- ・ 財務諸表等電子開示システム
(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人)
- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム
- ・ 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）
- ・ 災害時情報共有システム（児童・障害）
- ・ 医療法人経営情報データベースシステム

上記システム以外にも、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」や「ケアプランデータ連携システム」を利用している事業所を地図上で確認できるコンテンツ「ケアプランデータ連携システム利用状況」も提供している。

上記のシステムやコンテンツは、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、施設の方にも活用いただけるコンテンツとなっているため、各都道府県等におかれては、上記システムやコンテンツについて、ホームページにリンクを掲載いただくほか、リンク掲載について管内市区町村への周知をお願いしたい。

5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現に向けて必要な支援をするとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである【参考資料11】。

助成先については当該事業をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

※令和8年度事業分の募集は終了（例年、前年度の12月下旬から1月下旬に募集）。

機構のホームページにおいて、地域福祉の向上に資する優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成e-ライブラリー）から、これまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているので参照されたい。

また、民間福祉団体の持続可能性の一助となるよう、WAM助成をきっかけに団体の活動を発展させた事例や、行政との協働の事例等を紹介したWAM助成シンポジウムを期間限定で動画配信した。なお、アーカイブ動画も追って機構ホームページに掲載予定である。その他、事業計画づくりのヒントを学ぶためのWAM助成学習会のアーカイブ動画も機構ホームページに掲載している。

- ・WAM助成シンポジウム「持続可能な活動にむけて

～歩みを止めないための明日へのヒント～

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/wam_josei_symposium/\]](https://www.wam.go.jp/hp/wam_josei_symposium/)

- ・WAM助成学習会〈事業計画づくりのヒント〉

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/npo_online_learning/\]](https://www.wam.go.jp/hp/npo_online_learning/)

- ・WAM助成e-ライブラリー

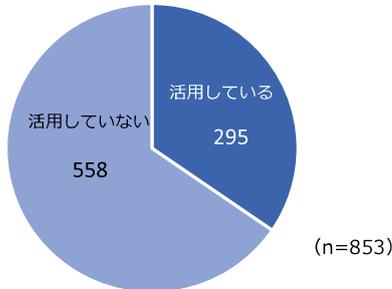
リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/wamappl/eJoseiLib.nsf/pelib1\]](https://www.wam.go.jp/wamappl/eJoseiLib.nsf/pelib1)

参 考 资 料

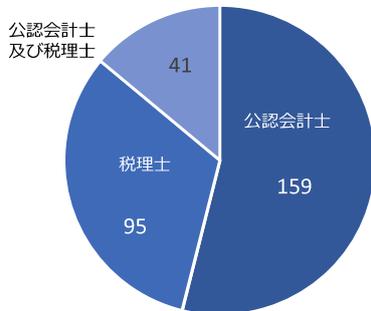
所轄庁における会計専門家の活用状況等について

- ✓ 不適正事案を含む社会福祉法人の経営について、会計の専門的観点から対応するためには、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用し、所轄庁の体制整備を行うことが有効。
- ✓ 地方交付税交付金（道府県及び市単独分）においては、平成28年改正社会福祉法施行を踏まえた所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として、「会計専門家からの助言を得るための経費」を計上（平成29年度～）しており、活用が可能。
- ✓ 令和7年度における所轄庁の会計専門家の設置状況等については、以下のとおり（令和7年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

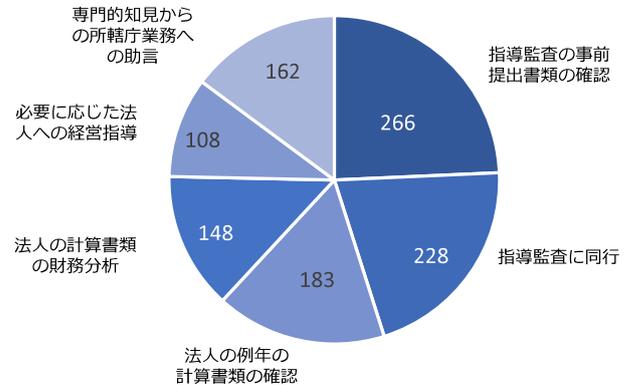
1. 会計専門家の活用状況



2. 活用している会計専門家の職種



3. 会計専門家を活用している業務（複数回答）



4. 財務諸表等電子開示システム「分析系」の活用

活用している所轄庁	件数
指導監査時に活用している所轄庁	140
監査時及び経営指導に活用している所轄庁	59
監査時に関わらず、経営指導として活用している所轄庁	31
その他	12
合計	242

指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いします。

1. ガバナンス関係

（国所管法人において頻出する指摘事例）

- 評議員会の招集において、理事会決議より前に招集通知を发出している事案が認められた。今後は、理事会決議を経た上で招集通知を发出すること。
- 社会福祉法第45条の16第3項及び法人定款に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。
- 社会福祉法第45条の13第4項第3号に定める重要な役割を担う職員の選任及び解任について、理事会の決議が行われていない事案が認められたため、今後は適正な手続きを経ること。
- 評議員会及び理事会の決議においては、特別の利害関係を有する評議員又は理事は議決に加わることができないところ、これらの確認が十分に行われていないことが認められたため、今後はそれぞれから確認書を徴収するなど必要な確認を行うこと。
- 理事及び監事の報酬等について、報酬等の支給の基準に関して必要な評議員会の決議がなされていないことが認められたため、決議を行うこと。
- 評議員会（理事会）を続けて欠席している評議員（理事）が見受けられたため、評議員会（理事会）の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう評議員会（理事会）を招集すること。

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員会招集にあたり、日時、場所及び議案の概要等が理事会の決議により定められていないため、是正すること。
- 評議員会の招集通知について、開催日まで1週間（中7日間）空いていない事例が確認されたため、是正すること。
- 評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する役員等がないかを確認していないので確認すること。（確認したことが議事録等で確認できないため、確認したことを記録すること。）
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていないため、期間内に登記すること。
- 評議員会の議事録について、必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できないため、監事の同意を得ていることについて同意書等の文書収受、議事録への記載等を行うこと。
- 前年度から連続して評議員会を欠席している評議員が認められた。評議員の役割の重要性を鑑みると、評議員会に参加できない者が選任されることは適当ではないことから、今後は事前に日程を調整する等に努めること。
- 法人が定めた経理規程に従い、会計処理を行うこと。なお、実情と規程に乖離が生じている場合は、規程の見直しを図ること。規程の見直しを行う際には、法令等及び定款との整合性も取るように留意すること。
- 法第29条により、組合等登記令第3条に規定する事項（理事長、事務所の所在地等）の変更があった際に変更の登記を期間内に行うことと定められているが、当該期間内に登記がなされていないことが認められたため、今後は所定の期間内に登記を行うこと。

2. 会計管理関係**(国所管法人において頻出する指摘事例)**

- 収益及び費用が適切な会計期間に計上されるように、発生した取引について適時適切に会計処理すること。
- 収支予算について、定款においては理事長が作成し、理事会の承認が必要な事項として定められているが、経理規程では評議員会の承認を得ることとしているため、定款と整合するよう経理規程を修正すること。
- 拠点区分間繰入金収益・費用及び拠点区分間移管収益・費用は相殺消去すること。
- 固定資産の実地棚卸を定期的を実施すること。
- 所轄庁（厚生労働省）に、財務諸表等電子開示システムを通じて届出する際は、理事会で承認された計算書類等と勘定科目や金額等が一致していることを確認してから届出すること。

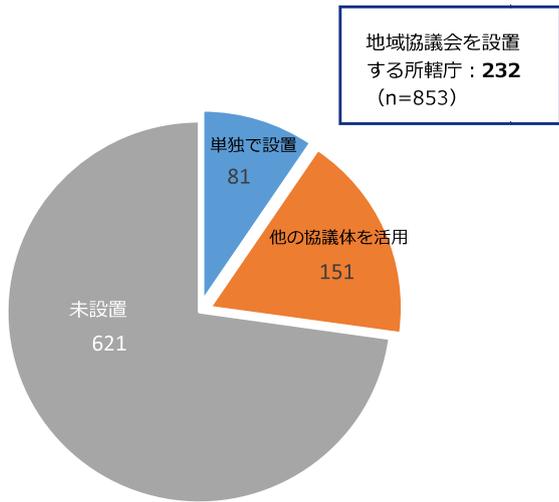
(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 計算書類の注記事項について、計算書類の内容と一致していないので、適正に記載すること。
- 経理規程に従い、固定資産現在高報告書を作成して、固定資産管理台帳と照合し、理事長に報告すること。
- 経理規程の内容に一部不備があるため、法令又は通知に従い追記・修正すること。
- 作成が必要な附属明細書が作成されておらず、計算書類と附属明細書の不整合等により正確な記載が行われていないことから、計算書類に一致するよう、適正に作成・記載すること。

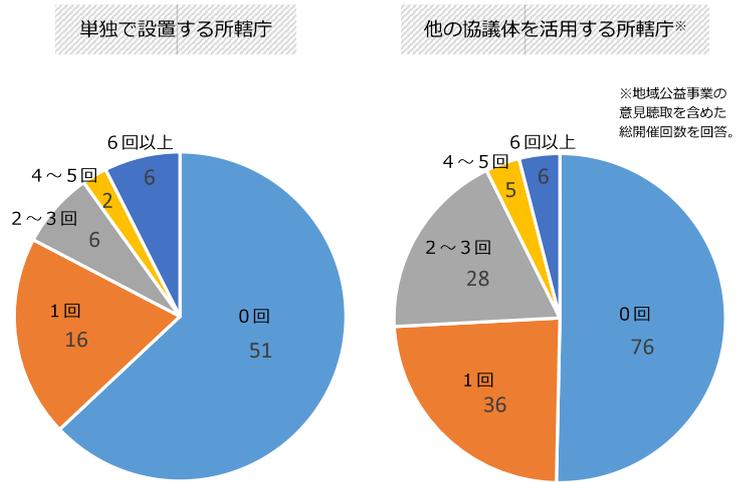
地域協議会の設置状況等について

- ✓ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を設置することとなっている。
- ✓ 地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることに資するものである。
- ✓ 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されている。令和7年度における所轄庁の設置状況等については以下のとおり（令和7年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

1. 地域協議会の設置状況



2. 地域協議会の令和6年度開催回数



社会福祉法人等の財務諸表等電子開示システム 2026年度 運用スケジュール（全体イメージ）

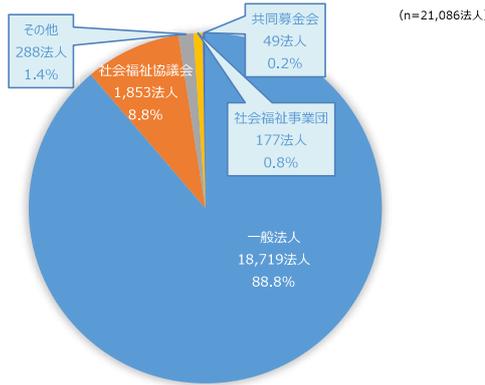
区分	2026年																																
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉法人 ・ 社会福祉 連携推進法人	社会福祉法人は定款・役員等名簿（公表用）及び報酬等の支給の基準、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針・定款・役員等名簿（公表用）役員報酬等基準の届出のみ可 (社会福祉法人限りの分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬~))									入力シートのダウンロード(4月1日~)			入力シートの入力・保存・届出(4月1日~6月末)															システムから届出できません					
所轄庁 ・ 認定所轄庁	法人基本情報の更新及び確定(社福:1月13日~2月27日)(連携:2月2日~2月27日) 事務処理用メールアドレスの更新(社福:1月13日~2月27日)(連携:2月2日~2月27日) 計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬~)									2026年度運用開始(4月1日)			入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日~8月末)															システムから提供できません					
都道府県	事務処理用メールアドレスの更新(社福:1月13日~2月27日)(連携:2月2日~2月27日) 計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬~)												入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日~9月末)															システムから提供できません					
福祉医療機構	データ更新等~3月末												現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表処理(4月1日~9月末) [現況報告書・計算書類・社会福祉連携推進評議会による評価結果は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]															データ更新等~3月末					

令和8年4月1日まで、システムから入力シートの届出・提供はできません。

※「分析用スコアカード」は社会福祉法人のみ。

1-3.法人種別法人数

区分	法人数
一般法人	18,719
社会福祉協議会	1,853
社会福祉事業団	177
共同募金会	49
その他	288
合計	21,086



- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人(21,086法人)の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人(88.8%)が最も高く、次いで、社会福祉協議会(8.8%)、その他(1.4%)、社会福祉事業団(0.8%)、共同募金会(0.2%)と続いている。

「一般法人」とは、施設を運営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

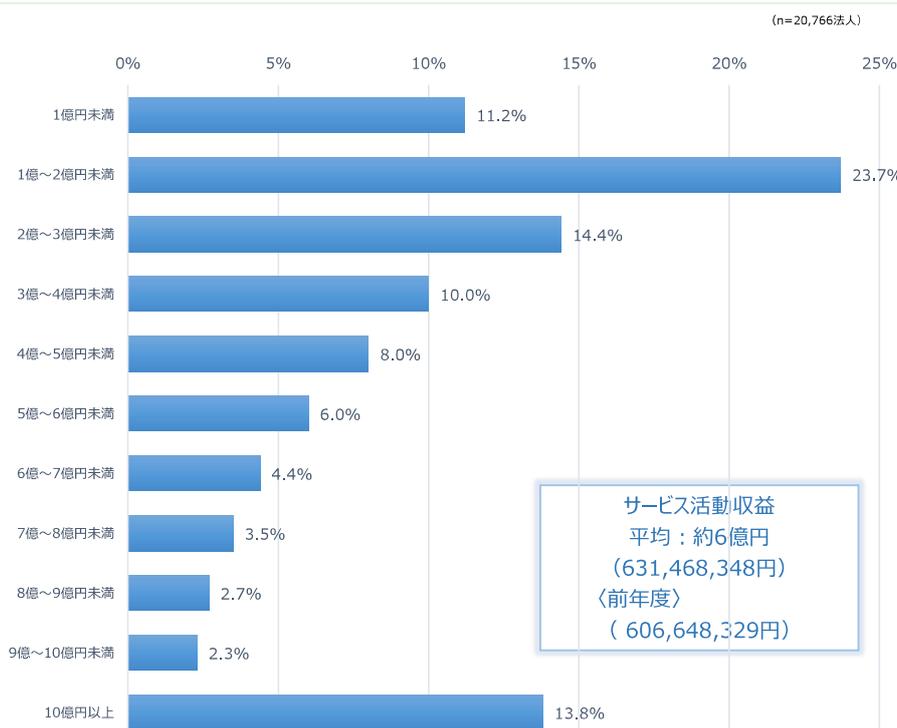
1-4.設立認可からの経過期間別法人数



- ・46年～50年(2,803法人)が最も多く、次いで、21年～25年(2,722法人)、51年～55年(2,058法人)と続いている。

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- ・1億～2億円未満(23.7%)が最も多く、次いで、2億～3億円未満(14.4%)、10億円以上(13.8%)と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

サービス活動収益
平均：約6億円
(631,468,348円)
〈前年度〉
(606,648,329円)

事務連絡
令和8年1月23日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（以下、「行動計画」という。）を着実に実施していく必要があります。

行動計画において、リスクの高い法人に対する適切なモニタリングをしていくこととしていることを踏まえ、これまで、現況報告書等に記載された海外事業の事業内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対する状況の聞き取り・指導やモニタリングの実施等の適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、「FATF（金融活動作業部会）対日相互審査フォローアップ報告書（第3回）」（令和6年10月10日公表）において、「モニタリングにおいて、非営利団体(NPO)のテロ資金供与リスクを評価する基準が不十分(FATFのブラック・グレイリストのみに準拠し、リスクベースでの評価が不足)」と指摘を受けたことを踏まえ、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」（令和6年2月16日付事務連絡）別添1のモニタリングフローチャートについて、FATFブラック・グレイリスト国以外の地域指標を盛り込んだ内容へ見直しましたので、周知いたします。

また、見直し後のモニタリングフローチャートに基づき、下記のとおりモニタリングの実施をお願い申し上げます。

なお、これまでと同様に、社会福祉連携推進法人についてもテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように対応する必要がありますので、社会福祉法人の取り扱いと同様にモニタリングをお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区

を含む。)に対する周知と、とりまとめの上でのご提出をお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1(モニタリングフローチャート)により、追加アプローチの要(「資金移動」の項目に高リスクがある場合、「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合又は「寄附者」の項目に高リスクがある場合)・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において海外事業を実施している社会福祉法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、海外事業を実施している社会福祉法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けて、令和8年2月18日(水)までに当課あて報告してください。
- ・ また、今後、新しく海外事業を実施する社会福祉法人についても、事業開始後に速やかにモニタリングフローチャートを実施し報告いただきますようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

- ・ 1で追加アプローチ要となった社会福祉法人には、別添2(リスク項目確認票)を送付いただき、追加アプローチを実施してください(対面、Web方式等形式は問いません。)
- ・ 追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合(質問の回答で「いいえ」とされたもの)、改善に向けた取組について、社会福祉法人に指導いただきますようお願いいたします。
- ・ また、追加アプローチの結果(リスク項目確認票の回答)及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、現在、海外事業を実施している社会福祉法人で追加アプローチ要となった社会福祉法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、令和8年3月6日(金)までに当課あて報告いただきますようお願いいたします。
- ・ 今後、新しく海外事業を実施する社会福祉法人で追加アプローチ要となった場合についても、適時、追加アプローチを行っていただき報告いただくようお願いいたします。

3 (参考) モニタリングフローチャートの見直しの内容

「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」

(令和6年2月12日当課事務連絡)では、FATFのブラックリスト・グレイリストに掲載の国・地域を基に対象としていたところ、Global Terrorism Indexの「VERY HIGH」「HIGH」の該当国を加えることで、リスクの高い国・地域を包括的に特定する。

また、寄附者になりすまし、資金をある場所から別の場所に移動するための手段として利用される可能性もあることから、寄附者に関するチェック項目を追加する。なお、「[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について](#)」(平成28年3月31日連名通知)9(2)に基づき、適切に寄附者から寄附申込書を受けて、寄附金収益明細書を作成している場合には、寄附者確認等を行ったこととして差し支えありません。

4 (参考) その他関連通知等

- ・「[FATF第4次対日審査報告書の公表等について](#)」(令和3年9月6日付事務連絡)
- ・「[社会福祉法人による海外事業の実施等について](#)」別紙1第2の3の取扱い及び「[テロ資金供与に係る対策の好事例の周知について](#)」(令和4年12月26日付事務連絡)
- ・「[海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について](#)」(令和6年2月16日付事務連絡)
- ・「[FATF\(金融活動作業部会\)対日相互審査フォローアップ報告書\(第3回\)](#)」(財務省HPより)

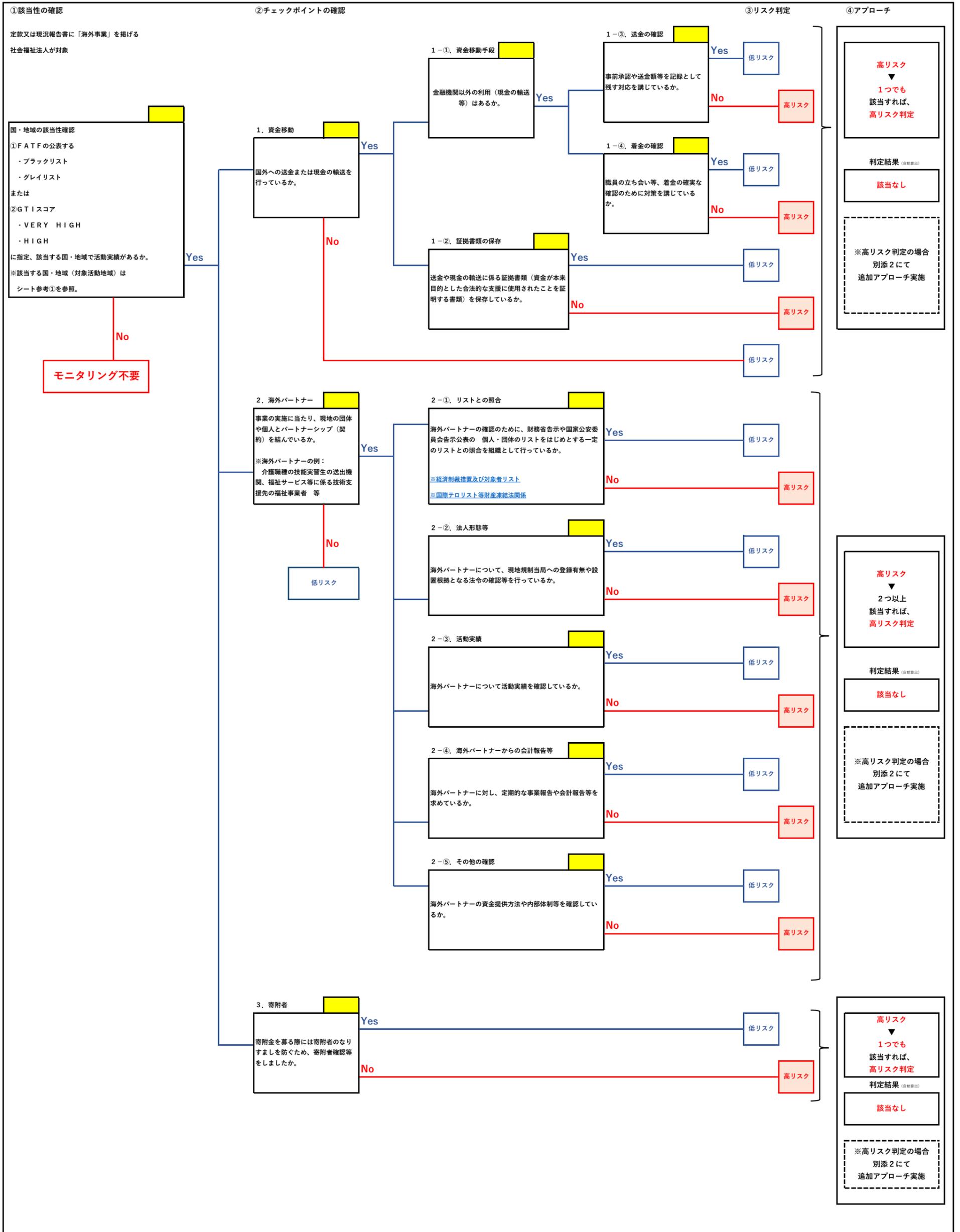
【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係

電話番号 03-5253-1111 (内線 2871)

E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp

提出日: [] 法人名: [] 事業実施国: []



① F A T F ブラック・グレイリストに掲載の国・地域

北朝鮮、イラン、ミャンマー、アルジェリア、アンゴラ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、コンゴ民主共和国、ハイチ、ケニア、レバノン、マリ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、南スーダン、シリア、タンザニア、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ラオス、ネパール

② G T I (Global Terrorism Index) の「VERY HIGH」、「HIGH」の該当国

パキスタン、ニジェール、ソマリア、イスラエル、アフガニスタン、イラク、インド、コロンビア、ロシア

※①、②ともに令和7年5月1日時点の情報です。最新の情報については以下を参照ください。

① F A T F ブラック・グレイリストに掲載の国・地域

<https://www.fatf-gafi.org/en/countries/black-and-grey-lists.html>

② G T I (Global Terrorism Index) の「VERY HIGH」、「HIGH」の該当国

<https://www.economicsandpeace.org/global-peace-index/>

リスク項目確認票

提出日： 法人名： 事業実施国： について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
1. 情勢		
① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。		
<p>(補足)</p> <p>● 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">国際テロリズム要覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">海外安全ホームページ</div> </div>		
2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。		
① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。		
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。		
③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。		
④ 金融機関以外を利用した場合、事前承認や送金額等を記録として残す対応を講じていますか。		
⑤ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。		
⑥ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
<p>（補足）※現地の法人での資金管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】 ● 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】 ● 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】 		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
<p>（補足）※国外送金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。社会福祉法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】 ● 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】 ● 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】 ● 社会福祉法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】 		
<p>3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。</p>		
<p>① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認するために、財務省告示や国家公安委員会告示公表の個人・団体のリストをはじめとする一定のリストとの照合を組織として行っていますか。</p>		
<p>② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。</p>		
<p>③ 海外パートナーについて、活動実績を確認していますか。</p>		
<p>④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。</p>		
<p>⑤ 海外パートナーの資金提供方法や内部体制等を確認していますか。</p>		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
<p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地の介護職種の技能実習生の送出機関、福祉サービス等に係る技能支援先の福祉事業者等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。 <p>【①関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】 ● なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は社会福祉法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④、⑤関係】 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="300 757 751 824" style="border: 1px solid black; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;">経済制裁措置及び対象者リスト</div> <div data-bbox="911 757 1362 824" style="border: 1px solid black; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;">国際テロリスト等財産凍結法関係</div> </div>		

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
4. 寄附者 ※ 該当しない場合は「-」。		
① 寄附者について、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 寄附者が団体である場合は、どのような活動を行っている団体か確認等を行っていますか。		
③ 寄附を受けるに当たって特定の個人や団体に寄附金を渡すなどの使用条件が付されている場合は、当該条件が納得できる内容であるか確認を行っていますか。		
④ 寄附の回数や金額が通常のその他の寄附と大きく乖離していないか確認を行っていますか。		

（補足）

- テロリスト等やその支援者は、犯罪で得た収益を洗浄するために非営利団体を利用するほか、寄附者になりすまし、資金のある場所から別の場所に移動するための手段として非営利団体を利用する可能性があります。リスクに応じて、寄附者がテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】
- なお、「異例で多額の一回限りの寄附が行われる」、「納得のいく理由が示されずに、寄附の条件として、受け入れた寄附金を他の団体や個人の活動に使用するよう求められる」といった場合には、悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】
- 寄附者や寄附金に疑わしい点が見られる場合、必要に応じて追加の確認や調査を実施するとともに、懸念が解消されない場合は、寄附の受入の中止を検討してください。【①、②、③、④関係】

経済制裁措置及び対象者リスト

国際テロリスト等財産凍結法関係

参考資料 7

○第三者評価の都道府県別等の受審数等

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	都道府県別 累計実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	38	18	20	39	456
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	13	9	9	10	314
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	8	11	13	5	332
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	10	20	18	17	238
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	7	9	14	9	149
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	8	7	10	12	107
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	9	8	13	15	190
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	13	15	19	26	197
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	15	25	25	33	362
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	5	8	6	10	168
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	53	67	78	78	817
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	107	154	160	133	1,648
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	3,694	3,949	4,003	4,021	56,156
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	371	421	335	361	4,890
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	19	20	20	27	336
16	富山県	9	18	7	4	2	6	0	2	4	4	12	7	8	6	7	13	6	7	10	8	140
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	11	12	8	7	278
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	2	9	9	5	130
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	3	2	7	3	92
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	31	46	43	49	682
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	32	37	27	34	449
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	23	32	38	32	663
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	114	151	176	141	1,976
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	7	27	16	12	359
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	9	13	21	15	169
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	224	233	237	216	4,386
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	101	112	158	270	1,886
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	57	64	78	53	1,171
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	4	5	5	4	75
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	8	2	9	8	100
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	40	35	52	49	633
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	8	15	11	18	152
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	16	15	37	32	220
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	42	36	47	47	496
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	7	16	12	7	333
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	4	7	8	16	102
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	2	4	2	5	79
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	11	33	15	23	347
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	1	6	7	9	73
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	17	32	31	39	372
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	5	6	7	5	76
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	10	25	27	20	316
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	23	33	17	18	609
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	9	8	8	12	232
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	5	8	10	10	118
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	16	25	26	15	296
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	17	22	17	20	171
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,344	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	5,235	5,819	5,919	5,998	83,541

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

1. 受審数等の状況(総括表)

(2)主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和6年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和6年度迄の 累計受審数	
高齢者	特別養護老人ホーム	511	10,606	4.82%	9,194	
	養護老人ホーム	35	918	3.81%	786	
	軽費老人ホーム	22	2,331	0.94%	624	
	訪問介護	58	36,905	0.16%	1,587	
	通所介護	130	24,577	0.53%	3,871	
	小規模多機能居宅介護	37	5,523	0.67%	1,159	
	認知症対応型共同生活介護	539	14,262	3.78%	8,117	
	障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
身体障害者更生施設 ※2		—	—	—	61	
身体障害者入所授産施設 ※2		—	—	—	88	
身体障害者通所授産施設 ※2		—	—	—	87	
知的障害者入所更生施設 ※2		—	—	—	557	
知的障害者通所更生施設 ※2		—	—	—	167	
知的障害者入所授産施設 ※2		—	—	—	20	
知的障害者通所授産施設 ※2		—	—	—	369	
精神障害者入所授産施設 ※2		—	—	—	1	
精神障害者通所授産施設 ※2		—	—	—	16	
居宅介護		7	26,485	0.03%	60	
生活介護		147	10,404	1.41%	2,064	
自立訓練(機能訓練)		1	399	0.25%	22	
自立訓練(生活訓練)		7	1,681	0.42%	116	
就労移行支援		23	3,240	0.71%	270	
就労継続支援(A型)		71	4,634	1.53%	348	
就労継続支援(B型)		206	17,973	1.15%	2,545	
共同生活援助		325	14,241	2.28%	2,383	
障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)		187	2,551	7.33%	2,376	
多機能型		127	—	—	1,780	
児童	保育所	2,094	23,258	9.00%	25,202	
	幼保連携型認定こども園	92	7,469	1.23%	571	
	地域型保育事業	29	7,523	0.39%	157	
	その他保育事業	272	—	—	2,606	
	児童養護施設 ※3	209	600	34.83%	3,411	
	乳児院 ※3	43	146	29.45%	694	
	児童心理治療施設 ※3	20	53	37.74%	193	
	児童自立支援施設 ※3	18	58	31.03%	254	
	母子生活支援施設 ※3	75	213	35.21%	1,132	
	自立援助ホーム ※3	17	317	5.36%	148	
	ファミリーホーム ※3	2	467	0.43%	12	
	児童館	6	4,248	0.14%	64	
	放課後児童クラブ	75	25,635	0.29%	111	
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136	
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55	
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84	
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66	
	児童発達支援センター	27	835	3.23%	205	
	児童発達支援事業	24	14,855	0.16%	152	
	放課後等デイサービス	42	22,643	0.19%	262	
	障害児多機能型	32	—	—	137	
	障害児入所施設(福祉型)	21	238	8.82%	229	
	障害児入所施設(医療型)	7	223	3.14%	110	
	厚生	女性自立支援施設	3	47	6.38%	96
		救護施設	22	185	11.89%	401
	他	その他 ※4	435	—	—	8,197
	合計	5,998	—	—	83,483	

※1 全国施設数は、
「令和6年社会福祉施設等調査報告」(令和6年10月1日現在)、「令和5年介護サービス施設・事業所調査」(令和5年10月1日現在)、
「福祉行政報告例(令和6年3月末日)」「保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日現在)」における保育所数および幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業数、
「令和6年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和6年5月1日現在)」の放課後児童クラブ数、
「社会的養育の推進に向けて(令和7年3月)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

3. 受審数等の状況(都道府県集計)

(3) 都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

※令和6年度実績

No.	都道府県	公営	社会福祉 法人※1	社会福祉 協議会	医療法人	営利法人 (会社)	特定 非営利 活動法人	日赤	社団 ・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	1	10	0	0	6	0	0	1	0	0	18
2	青森県	1	7	1	0	1	0	0	0	0	0	10
3	岩手県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
4	宮城県	0	8	0	0	5	0	0	1	0	0	14
5	秋田県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	5
6	山形県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9	11
7	福島県	1	5	0	2	1	0	0	0	0	0	9
8	茨城県	4	7	0	0	7	2	0	0	0	2	22
9	栃木県	12	13	0	0	2	1	0	1	0	1	30
10	群馬県	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
11	埼玉県	11	21	0	1	29	0	0	2	0	7	71
12	千葉県	10	60	0	0	0	2	0	2	1	51	126
13	東京都	242	2,056	0	66	1,161	240	6	108	5	137	4,021
14	神奈川県	20	160	0	2	142	10	0	5	0	7	346
15	新潟県	0	19	2	0	0	0	0	0	0	0	21
16	富山県	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7
17	石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
18	福井県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
19	山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20	長野県	22	18	1	0	2	0	0	0	0	0	43
21	岐阜県	16	8	0	0	4	0	0	0	0	1	29
22	静岡県	4	22	0	0	1	0	0	0	0	0	27
23	愛知県	17	68	1	0	31	6	0	5	0	2	130
24	三重県	5	2	0	0	2	0	0	0	0	0	9
25	滋賀県	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	14
26	京都府	3	140	16	14	24	3	0	4	1	3	208
27	大阪府	2	159	0	0	73	3	0	1	0	6	244
28	兵庫県	3	27	0	0	2	0	0	0	0	0	32
29	奈良県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30	和歌山県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
31	鳥取県	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	47
32	島根県	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	18
33	岡山県	0	16	0	0	5	4	0	0	0	0	25
34	広島県	2	1	39	0	0	0	0	0	0	0	42
35	山口県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
36	徳島県	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	12
37	香川県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	4	16	0	0	0	0	0	2	0	0	22
39	高知県	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4
40	福岡県	2	17	0	0	2	0	0	0	0	0	21
41	佐賀県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	4
42	長崎県	1	14	0	0	2	0	0	0	0	1	18
43	熊本県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
44	大分県	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	6
45	宮崎県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
46	鹿児島県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
47	沖縄県	3	6	0	1	0	0	0	0	0	2	12
全国合計受審数		402	3,012	60	89	1,506	277	6	132	7	232	5,723

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の275件は含まない

参考資料 8

○都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数(平成12年度～令和6年度)

(件)

都道府県	令和6年度			令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	累計
	初回	継続	計																									
北海道	255	61	316	274	226	144	137	138	124	160	163	149	139	146	117	140	89	107	106	85	93	69	62	49	46	51	8	3,138
青森県	0	25	25	26	26	28	29	30	27	36	36	53	56	46	50	40	41	36	26	27	34	36	25	23	18	21	0	795
岩手県	6	30	36	29	41	39	42	48	51	60	62	30	26	33	20	10	15	26	17	36	23	36	33	28	20	18	4	783
宮城県	9	4	13	35	40	35	44	42	33	40	50	38	46	50	42	53	33	55	77	48	62	48	28	41	15	8	6	982
秋田県	23	6	29	19	19	21	43	26	33	27	27	41	29	32	27	30	37	29	28	23	47	35	60	69	56	15	4	806
山形県	45	8	53	52	80	49	61	68	31	50	31	28	27	52	18	28	20	22	32	24	15	21	37	36	21	13	5	874
福島県	68	37	105	84	77	71	66	58	48	38	35	35	41	33	35	31	38	44	57	55	36	28	25	32	13	11	1	1,097
茨城県	119	46	165	140	130	142	138	105	78	68	66	64	53	64	58	55	84	69	14	16	20	22	24	31	37	18	3	1,664
栃木県	83	10	93	79	69	67	84	65	64	50	46	48	32	45	34	29	43	41	54	55	39	48	34	47	26	32	3	1,227
群馬県	39	16	55	61	46	49	48	45	62	49	26	35	34	36	26	35	55	39	46	51	42	40	39	41	48	10	3	1,021
埼玉県	60	58	118	152	41	29	27	45	56	53	68	65	83	57	60	81	88	42	53	92	79	109	105	113	68	57	39	1,780
千葉県	57	214	271	201	222	301	272	299	233	250	271	290	252	260	244	161	147	93	114	109	107	135	101	129	57	65	24	4,608
東京都	710	31	741	790	804	946	433	804	753	654	789	819	889	760	766	438	395	398	431	377	320	410	308	229	90	59	5	13,408
神奈川県	168	62	230	199	169	171	133	136	130	120	122	131	154	107	95	94	100	95	87	86	90	101	75	85	77	73	36	2,896
新潟県	16	0	16	17	6	6	13	44	46	39	48	65	69	72	70	61	39	39	33	44	53	40	37	33	27	23	2	942
富山県	30	43	73	25	16	15	9	5	25	18	22	24	33	21	18	7	7	9	16	35	16	12	20	23	10	7	0	466
石川県	8	0	8	12	12	12	7	25	22	19	22	25	25	28	12	19	31	20	24	14	16	14	9	11	11	11	4	413
福井県	28	0	28	26	26	14	18	28	29	32	24	28	27	33	45	34	34	26	18	34	37	25	38	29	7	17	6	663
山梨県	13	1	14	13	9	15	21	7	14	13	8	10	9	6	9	18	8	12	11	7	8	4	10	5	14	9	0	254
長野県	19	34	53	51	48	45	69	50	56	62	54	56	44	69	63	40	57	63	55	50	54	61	47	25	28	36	18	1,254
岐阜県	86	1	87	65	75	58	88	92	108	71	43	55	39	55	44	24	18	33	35	27	32	38	38	32	25	21	1	1,204
静岡県	72	1	73	115	97	75	61	75	72	71	31	73	53	28	34	30	35	57	54	73	59	64	42	14	22	6	0	1,314
愛知県	188	72	260	346	268	163	227	191	176	187	158	176	161	155	122	118	125	89	87	90	70	86	72	56	60	67	28	3,538
三重県	53	81	134	157	154	137	144	127	114	118	123	132	110	84	70	65	50	37	35	14	16	22	27	50	19	30	8	1,977
滋賀県	3	1	4	3	13	45	21	18	21	37	24	37	39	23	14	26	21	25	33	41	41	42	44	34	35	56	35	732
京都府	106	35	141	146	135	158	191	264	161	97	109	196	148	99	113	135	108	82	70	63	77	63	78	65	40	27	3	2,769
大阪府	572	0	572	530	533	500	549	490	450	416	456	334	280	264	275	249	204	214	198	202	185	183	166	261	235	151	25	7,922
兵庫県	274	1	275	227	249	234	216	227	225	183	184	139	84	154	137	91	82	65	77	59	83	67	78	82	42	31	35	3,326
奈良県	33	11	44	25	9	18	18	28	29	34	34	57	39	48	50	38	30	27	32	15	24	16	26	18	18	13	5	695
和歌山県	60	0	60	6	11	7	5	34	28	26	30	33	28	35	25	26	43	41	33	48	55	44	40	22	24	11	7	722
鳥取県	30	0	30	50	36	55	53	41	45	46	28	30	34	110	48	31	23	22	15	22	37	23	29	11	11	12	1	843
島根県	12	1	13	16	25	16	15	15	19	17	27	18	21	24	21	22	14	16	24	21	24	24	40	66	31	16	5	550
岡山県	6	48	54	55	82	67	29	33	24	41	34	44	25	25	13	26	33	33	17	27	27	46	31	27	25	20	13	851
広島県	0	28	28	33	23	26	27	32	42	99	80	75	73	49	46	27	6	21	25	35	36	44	49	46	33	41	12	1,008
山口県	73	2	75	104	74	71	74	94	95	91	59	60	50	59	37	33	34	31	39	36	29	38	28	28	48	61	34	1,382
徳島県	51	0	51	22	27	32	28	26	22	21	55	28	33	33	19	21	11	17	40	21	20	26	26	28	29	29	0	665
香川県	72	0	72	55	74	60	35	41	32	38	32	37	27	12	13	14	18	25	33	30	20	33	35	31	26	25	18	836
愛媛県	38	0	38	47	37	28	31	25	26	13	16	27	18	24	18	24	29	20	51	39	54	44	41	37	38	20	14	759
高知県	13	0	13	23	5	2	6	8	8	23	23	21	25	38	13	24	20	15	16	15	21	18	14	36	23	12	8	430
福岡県	456	20	476	385	384	350	366	323	319	273	249	239	220	260	166	156	124	121	119	116	112	110	101	88	47	35	12	5,151
佐賀県	17	4	21	28	32	32	14	45	45	43	43	39	25	11	6	17	12	10	14	13	15	12	28	29	14	7	2	557
長崎県	76	0	76	75	69	64	44	23	24	30	44	32	34	33	45	40	53	48	41	66	66	39	42	65	16	16	6	1,091
熊本県	89	10	99	85	83	64	81	49	71	69	69	59	76	45	30	32	51	41	56	58	66	53	49	28	13	4	5	1,336
大分県	98	0	98	49	51	86	68	53	36	45	38	16	42	40	36	45	26	27	28	27	23	28	11	23	18	20	3	937
宮崎県	55	0	55	35	33	25	35	27	22	24	12	28	19	37	27	12	15	6	10	5	23	39	29	18	13	11	1	561
鹿児島県	90	5	95	107	84	99	98	86	73	78	91	50	47	35	46	53	49	28	32	45	49	15	37	14	12	10	7	1,340
沖縄県	103	2	105	97	103	104	129	107	99	88	81	71	73	60	53	62	58	30	41	42	60	60	46	44	36	29	2	1,680
合 計	4,482	1,009	5,491	5,171	4,873	4,775	4,347	4,642	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,446	2,554	2,518	2,515	2,571	2,364	2,332	1,642	1,335	461	83,247

※累計は平成12年度～令和6年度

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

概要

【実施主体】 (独) 福祉医療機構

【加入対象となる施設・事業】
社会福祉法人が経営する

- ①社会福祉施設等(保育所等)
- ②特定介護保険施設等(特養、障害者支援施設等)
- ③申出施設等(介護老人保健施設等)

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

- ①社会福祉施設等
(1人当たり掛金 年額47,500円 [R7年度])

経営者 (掛金)	国	県
1/3	1/3	1/3

- ②特定介護保険施設等、③申出施設等
(1人当たり掛金 年額142,500円 [R7年度])

経営者 (掛金が3倍)
3/3

【被共済職員数】 881,543人 (R6.4.1現在)

【支給者数】 82,428人 (R6年度実績)

【支給総額】 1,405.6億円 (R6年度実績)

【支給平均】 1,705,197円 (R6年度実績)

【国庫補助額】 292.8億円 (R8年度予算案)
※うち、児童福祉に係る施設・事業分(206.4億円)はこども家庭庁が計上

制度の仕組み

The diagram illustrates the financial and contractual relationships. At the top, 'Social Welfare Corporations (Mutual Aid Members)' and 'Social Welfare Corporations (Mutual Aid Contractors)' are connected by a double-headed arrow labeled '(雇用契約)'. Below them, 'Social Welfare Corporations (Mutual Aid Contractors)' pay '(掛金)' to the '(独) 福祉医療機構 (共済制度の運営者)'. The '(独) 福祉医療機構' receives '(退職手当金支給)' from the 'Social Welfare Corporations (Mutual Aid Members)'. At the bottom, 'National Government' and 'Prefectures' provide '(補助金)' to the '(独) 福祉医療機構'.

被共済職員の施設別内訳

被共済職員の施設別内訳

施設別	割合
社会福祉施設等	45%
特定介護保険施設等	49%
申出施設等	6%
総数	881,543人

うち 保育所 257,015人 (対総数比 29.2%)
令和6年4月1日現在

加入社会福祉法人等の職員規模別内訳

加入社会福祉法人等の職員規模別内訳

職員規模	割合
100以上	11%
90~99	16%
80~89	7%
70~79	10%
60~69	19%
50~59	23%
40~49	14%
30~39	11%
20~29	19%
10~19	23%
~9	14%

加入法人の約9割は、職員規模が、100人未満
令和6年4月1日現在

福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業の概要

○ 福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

福祉・保健・医療の総合情報サイトWAM NET^(※)は、福祉及び保健医療に係る制度・施策、取組み状況などについて、福祉医療関係者や一般の方に向けて幅広く総合的に提供することで福祉と医療を支援しています。

福祉保健医療分野の情報を幅広く提供

(主な提供情報)

- **行政情報**
国で開催される会議の資料や開催日程など、福祉及び保健医療関連の制度やその動向などに関する最新情報を提供
- **福祉医療分野の制度・施策動向ウォッチ**
国(厚生労働省等)で開催している審議会などの内容をピックアップして紹介
- **介護現場の生産性向上関連情報**
業務改善に役立つガイドラインや介護ロボット・ICTの利用促進に関する情報などを提供
- **福祉医療経営情報**
福祉及び保健医療に関する経営の参考となる情報をテーマ毎に連載形式で掲載
- **サービス取組み事例**
福祉及び保健医療に関する法人の特徴的な取組み事例について掲載
- **制度解説コーナー**
各種制度やサービス概要の解説をはじめ、利用者が実際にそのサービスを利用するまでの手続きの流れをわかりやすく解説
- **子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル**
両立支援を必要とする方や人事労務担当の方などに向けて、子育て・介護と仕事の両立に役立つ各種情報をワンストップで提供

国の公表制度に係るシステムの管理・運営

- **社会福祉法人(社会福祉連携推進法人)の財務諸表等電子開示システム**
全国社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画及び社会福祉連携推進評議会による評価結果を公表
- **障害福祉サービス等情報検索**
全国の障害福祉サービス事業所の情報を公表
- **ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)**
全国の認定こども園や保育所(認可外含む)、幼稚園などの情報及び施設の経営状況に係る情報を公表
- **医療法人経営情報データベースシステム**
医療法人の経営情報のデータ収集及びデータベースを活用した分析等の結果を公表
- **災害時情報共有システム**
災害発生時における施設の被害状況を迅速に把握・共有するためのシステム(対象: 障害者支援施設等および児童福祉施設等)
※ 令和7年度より保護施設等を追加予定

※ WAMネット: Welfare And Medical Service NETwork System

事業の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送り、また、こどもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて必要な支援を行う。

根拠規定

独立行政法人福祉医療機構法
(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

助成対象事業

①地域連携活動支援事業（限度額50万円～700万円）

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業
(一つの都道府県内で他の団体と連携して実施)

②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業（限度額50万円～2,000万円）

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
(二つ以上の都道府県内で他の団体と連携して実施)

仕組み

- 地域の様々な主体が連携してそれぞれの得意分野を活かしながら、限られた助成金の助成効果を最大化。
- 加えて、助成金の配分にとどまらず、事業評価を通じて、
 - ・ 助成先団体の活動継続や発展のため、助成終了後の評価結果を助成先団体にフィードバック。
 - ・ 福祉医療機構が開催するシンポジウムやセミナー等の活用して優良事例を幅広く普及。

